明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
No. XI. NOVEMBER, 1904.
VOL. XVII.

明治廿一年五月創刊

毎月一回二十日發行

監獄協會雜誌

明治三十七年

十一月二十日發行

第拾七卷
第拾壹號

監獄協會發行

第十七卷第十一號目次

○論　說……（一頁）
●小河氏著笞刑論を讀む（承前）……法學士　鈴木宗言
●出獄婦女の保護に就て（承前）……原　胤昭
●成功……德島　大西秋湖
○寄　書……（二七頁）
●漫錄……孤村生
●逃走と疾病とに關する田舍漢君の所說を讀みて感あり……千葉生
●在横濱　春風生
●慰逆境友……光弘祐言
●誤解者に希望を陳ふ……
○統　計……（四一頁）
●明治三十七年九月末日現在全國在監人員表
●外二件……
○出獄人保護育兒及感化事業……（四七頁）
●岩手保護院成績概要●大日本慈善協會の事績及現況……
○海外通信……（四九頁）
○雜　錄……（五五頁）
●長崎便り（防東山人）●外數件……
○監獄協會記事……（六三頁）
○地方通信……（六八頁）
○叙任辭令……（七〇頁）

第十七卷第十號目次

○論　說……（一頁）
●小河氏著笞刑論を讀む（承前）……法學士　鈴木宗言
●假出獄人に就て……河野純孝
●出獄婦女の保護に就て……原　胤昭
○寄　書……（二七頁）
●人才論……伊勢　森關次郎
●罪囚の私財性と領置金の利殖……遠藤正直
●逃走と疾病とに關し聊か所見を述ぶ……田舍漢
●監海の寸鐵に蛇足す……在網走　安田半農
●時勢に對する監海の風潮は如何……土明堂
●法は活かしむ可し死せしむ可らず……睡虎生
○統　計……（四〇頁）
●明治三十七年八月末日現在全國在監人員表……
○海外通信……（四六頁）
●盤井宗成氏の書柬……
○出獄人保護育兒及感化事業……（五二頁）
●德島縣の出獄人保護取扱協約案●茨城縣保護會の成績●秋田縣陶育院規程及現況……
○雜　錄……（五五頁）
●東京便り……香川又二郎
●外數件……
○地方通信……（六四頁）
○叙任辭令……（六九頁）
○監獄協會記事……（七〇頁）

監獄協會雜誌第十七卷第十壹號　（明治三十七年十一月二十日發行）

論　說

○小河氏著笞刑論を讀む（承前）

法學士　鈴木宗言

氏は第五段に於て笞刑は其手段方法の宜しきを得ざるを以て刑罰の要求すべき道義的要素を缺き又恥心を發せしめざると同時に刑罰の目的を達せしむること能はざるを以て不可なり（四一頁乃至四六頁）と云ふ然れども笞刑か刑罰上の道義的要素を缺くと否とは笞刑の寛嚴如何にあり想ふに氏は常に中古蒙昧時代に於ける千萬中一二の殘忍酷薄なる笞刑を夢みて斯くの如く立論せらるゝ歟も然れども近時の笞刑は決して斯くの如く不完全なるものにあらず

笞者恥也薄懲示辱所以發其恥心也とは東洋聖賢の繰返へして吾人に垂示する所の金言也實にや今日文明諸國に於て之れを以て最も寛大なる文明的懲戒方法とし文明を以て自ら誇れる歐米諸國に於ては現に家庭に學校に兵營に船艦に病院に工場に監獄に懲治場に救貧院に若くは單に薄懲を要するに過ぎざる微罪に對して之れ

を採用實施せること既に記する所の如し其然る所以のものは是れ全く笞刑は父母が家庭に於て子孫を笞懲すると同じく其の恥心を發せしむる上に於て最も適當劃切なるがため各國競て之れを敎育的訓戒に應用し振紀的懲戒方法に採用し又一般刑制上或特種の人民若くは少年犯罪者等の最徹罪にして單に一時を懲戒して廉恥心を發せしめ以て再犯を豫防するの必要ある場合の徹罪懲治方法に適用する所にして又エールスラットブットウアルテルクライン、ブルドグロルアン、ストラップレホロウヰツツ、ネヨル子ルストロッセル、ロンプロゾー、ジロール等斯道の「ヲーソリチー」たる碩學大家の競て其研究せる學理上より若くは經驗せる實際上より之れか必要適當なるを唱道鼓吹する所以なり亦以て近世の笞刑か如何に寬大にして文明的なるやを知るべし誰れか近世の笞刑に道義的要素を缺くと云ふを得んや然るに氏の詭辯を好める即ち曰く「笞刑は即ち人を激せしめ怨ましめ又は辱かしめこそすれ決して人に廉恥心を起さしむる所以のものにあらず」と而かも刑罰は國家の最大權力行爲にして犯罪者か刑罰を受くべきは當然とすべく寧ろ犯人の豫期する所たり何れの犯人か爲めに激し爲めに怨むものあらんや若し或場合に於て萬一之れがために激し之れがために怨むものありとせば斯は刑罰不權衡なるか若くは必要の程度を超過し居るかにして所謂中古蒙昧時代に於ける稀有の惡刑たりし場合に過ぎず然るに近世の笞刑殊に臺灣に於ける笞刑の如きは現に必要の程度に應じて制定したる寬刑にして其器具の如きも決して殘酷のものにあらざるを以て氏の言へるが如き弊あることなし氏たるもの幸に安心せよ、且つ氏は其の終りに記して云ふ「……辱かしめこそすれ決して人に恥心を起さしむる所以のものにあらず」と然れども彼れをして辱かしむるときはそれをして廉恥心を發せしめたる瞬間にあらずや四人をして良心に戻らしめ廉恥心を發せしめ以て再犯の念を絕たしむるを得ば刑罰の目的此に盡く亦太甚た良刑たらずや然るに氏は既に笞刑に此最良效果あるを認むるにも拘はらず其の終りに於て更に「廉恥心を發する所以にあらず」と附記するに至ては論も亦矛盾せるかな

氏は尙ほ本段の末尾に受刑者惡化のことを記して曰く「廉恥心なきものは之れが爲めに唯益其の心性を腐化醜變せしめらるゝに過ぎずして多少の廉恥心ある者は即ちクロー子の所謂廉恥心の最後の殘光は之れがために打消され忿恚の焰は之れがために更に煽き立てしめらるゝに至るを免かれず是れ豈に犯罪者に對して反て益々其犯罪の素因を助長し養成するものにあらずして何ぞや」と論斷し併せて歐米に於ける三四笞刑反對論者の氏名をすら列記せられたり（四三頁乃至四六頁外國崇拜は文明後進の國者に免がれざる弊にして世人動もすれば事例の外國に徵すべきものありと云ふを以て信憑すべき金科玉條と認め深く其原因及び利害を研究するに及ばず唯其の皮想若くは半面の利便（口實）に垂涎して以て容易に之れに模倣せんこ

とを希求するの傾きあるを見る(氏か論中の言を假る氏か無意味に笞刑に反對せるに至れるもの亦之れがために非らざるなきを得んや況んや氏か監獄學的頭腦はクロー子の監獄學に其の端を發し居るに於てをや故に氏にして斯くの如き論議をなす固より其の所たるべしと雖も而かも事實の全く反對なるを如何せん抑も臺灣に於ける笞刑は前說明する如く道義的要素を具備せるのみならず古來笞の種類に依りては或は殘酷のものなるにあらずと雖も概して敎訓的懲戒方法として使用せられ受刑者をして能く良心に復し善に遷らしむるの効驗著しきは古今東西の歷史殊に刑制沿革史も亦證明して餘りある所たり且つ其の半面より見れば笞刑は元來他の自由刑の如く彼の道義の源泉たる家庭と分離せしむることなきがため犯人の道義心を涵養助長せしむるに於て最利益を有するの刑なり是れ笞刑か他の刑罰に卓絕せる所以にして又刑罰の目的上效果顯然たる所以なり氏たるもの若し此點に想到せらるゝあらば如何にクロー子の言に心醉せらるゝにもせよ斯かる論斷の事實に反するを解し得ん

氏は第六段に於て笞刑は一般の風敎を惡化し尙は其の執行者の性情をして殘忍に陷らしむる旨を記されたり(四七頁乃至五〇頁然れども是れ唯氏か皮想架空にも笞刑を殘忍酷薄の蠻刑なりと誤解したるの一結果にして既に前段に述ぶるが如く今日の笞刑は適當なる制限の下に於て單に敎訓的懲治方法若くは振紀的懲戒手段として或は微罪の懲罰方法として採用せられつゝある最良なる文明的刑制たること明白の事實たる以上は氏か云ふ所の如きは全然あるべからざるの一杞憂のみ何ぞ顧みるに足らんや抑も笞刑は其性質上敎訓的佳良の懲戒方法たるのみならず執行上に於ても亦感應迅速にして其の執行瞬間にあるを以て之れを他の刑に比すれば一般の風敎上若くは執行者の精神上に及ぼす惡影響の比較的最も輕少なるの一大利益あるは顯著なる事實にして學者實際家の既に論證する所たり然るに氏は此の事實を無視し遂にヲスカル(今の瑞典王)の云へる犯罪の破廉耻なるは言を待たずと雖も笞刑は即ち犯罪破廉耻なるよりも尙は一層甚だしき破廉耻の犯罪行爲なり國家が笞刑を行ふは恰も犯罪者と競爭して一國の風敎及び平和を紊るが如きものなりとの言を引きて金科玉條となし笞刑か間接に一國の風敎を惡化するの影響あるを免かれざるの理は之れを以ても明かなるにあらずやと論斷せられたり然れども如何に一國王の言なりと云ふも刑罰を以て破廉耻なる犯罪行爲なりと云ふが如きは學術上に於て崇拜するに足らざるは明かなる所にして隨て笞刑が犯罪者と競爭して一國の風敎及び平和を紊るものなりとの言は氏の崇拜せるが如き價値あるものにあらざるを信ずると同時に又氏が之れに依て笞刑か間々一國の風敎を惡化するの影響あるを免れざるの理は是れを以て見るも亦明かなるにあらずやとの言に贊成すべきの理あるを知らず

氏は之れに繼くに執行官吏に及ぼすべき惡影響ある旨を以てし屠者か殺に馴れて概して其の性質の慘忍兇暴なるの事實を見るは即ち之れがためなりとの例證をも示されたり然れども此點より論せば弊に多少こそあれ何れの刑罰か多少此の恐れなからんや勿論事に刑制に從ふもの固より此點にも亦注意するを要すべしとせんも而かも之れかために他に一點の瑕疵なき良刑をも廢すべしとせば遂に何れの刑か能く行ふを得んや吾人は立法論として斯かる言辭を聞くの頗ぶる奇異たるを思ふ若し假りに氏の言の如くすとせば國家百般の刑罰は斷然廢せざるを得ざるのみならず更に氏の例證せらるゝが如く殘忍兇暴に馴るゝの弊ある禽獸魚鳥の捕獲屠殺は擧げて之れを禁止し世を擧げ肉食禁制の僧侶的菜食人種たらしめざるべからざるの結果に至らん今の世豈に斯かる滑稽事あらんや

氏は第七段に於ては先つ畏嚇以て刑を制するは民を治むる所以の道にあらざるを記し（五一頁）尙は終りに至り（新聞紙の報道する所に依て見れば從容自若甘して死刑の執行を受くるもの〻如きは臺灣土人の特色なりと云ふ所に依て之れを見るも死すら尙は之れを恐れざるの彼れ果して能く笞刑の痛苦に對して畏怖の觀念を有すべきや否や苟くも生體に對して笞鞭を加ふ痛苦は即ち之れあらん痛苦に堪へずして叫號することは之れあらん（中略）然かも之を以て永く其苦痛を記憶して笞刑の前に犯罪より彼れを畏避せしむるに足るの力あるの事實を證明するものとは云ふべからず（五二頁）云々と記せらる然らば即ち其の冒頭に謂ふ所は臺灣笞刑例は畏嚇主義に據て立てりとなすものにして而して末尾に謂ふ所は畏嚇の效なしとなすものにあらざるか果して然らば氏は畏嚇の效力なきことを認めながら尙は且つ臺灣笞刑を以て畏嚇の一點に出でたりと認ふるものにして到底此間に於ける一條の矛盾を免かれざるべく此矛盾たる遂に此一段をして全く無意義に終らしめたり而して臺灣笞刑の如何なる性質のものにして又如何なる主義に出でたるものなりやは前に縷述し讀者の既に了知する所なれば爰に再演するの必要を認めざるなり（以下次號）

○出獄婦女の保護に就て（承前）

（九月本會茶話會に於て）

原　昭　胤　君

又一種類は數犯の者であつて極くヒドイ所行だと見ても其實を叩くと全く貧困の爲から來て居つたと云ふとも確かにある、今一人居りまするのは、藤澤典獄からあちらで放して斯う云ふ所へ行けと云つて御示しになつて來た者で有升が、それは全く貧困の爲で、是は廿五六の者で有升が、前に醜業をやつて居つて暫く相當した船頭の內緣の亭主が出來て水の上で四五年間生活して居つたが或る事情で分れることになつた、然るに自分の親は繼母であつてどうしても一所に居つては折合

が付かないので畢竟さう云ふ事をやつて居つた、今再び歸つても家に置いて呉れない、又本公に出やうと云つても下受になつて呉れない、そんならと云ふても奉公人口入宿でも下受が要る、さうすると下受の爲に一圓なり二圓なりやらなければならぬ、で仕方がないので淺草公園の共同腰掛に二日三日ウロ〳〵して居つたと云ふ、全くそれ丈のことであつたらしい、是から先き親の所へ行つても仕方がない、必ず辛棒して働きますからと云ふことで十日ほど居りますが今無事にやつて居ります、是は奉公にやりましたならばおさんどんで始末が着くだらうと思ひます、尚は其外、國へ歸へしてやりました者の一人は少し疑がありますが他の二人は工合好く往きました、是は二人共誘拐で田舍者のボツト出をポン引にやられたので、一人は村上はると申す者です、收容直ちに本人に聽きますと何所へでも奉公にやつて戴きたい、さうしてどうか二圓五十錢か三圓拵らへたいと云ふ、其金でどうすると云うと、汽車で直江津まで歸れば兩親が迎に來て呉れるからそれ丈の金が慾しいと云ふ、それでは其金を私が立替へてやつたらどうすると云つたら若し出來れば今日にも歸りたいと云ふ、そんなら國へ歸るとして國へ照會して親の樣子を聞かうと云つたら、お聞きなさらなければ貸して下さることが出來ないと云ふことならばどうかお聞き下さい、さう云ふことをしないでも貸して戴ければ今日にも歸りたい、必ず私があなたの所に斯うして居つても外に出ないと云ふ譯には往きますまい、外に出れば破落漢が來て連れて行くそれでなければ巡査が私の顏を知つて居るから直ぐ引つ張つて行く、その途あぶないから一刻も早く國へ歸りたいと云ふ、それから其翌日仕度させまして直江津の方へ向けてやりましたのであります、日本鐵道會社の方へも話しまして、途中を車長が引受けて呉れまして、車掌の室へ入れて乘車券を預つて呉れて、車長の交替の時は次に引繼いて向ふへ渡すまでにして呉れました、で先方へ引渡す順序はどうするかと云ふと直江津まで親が迎に來るので油屋と云ふ宿屋まで來ればよいと云ふことである私は基督敎信者であり向ふにも基督敎信者の中で知己があればそれへ賴んでやらうかと本人に云つた所が、旦那の知つて居られる方の所へやつて戴きたい、なぜかと云へば自分の兩親もどうぞこうぞやつて居つて時々油屋へ行くことがある。然るに私が今こんな風姿をして歸れば親に恥を掻かせるやうになるから、成らうなら旦那の知つて居る方の所へやつて戴きたいと云ふことでありましたから、幸ひ彼所に石油會社長をして居られる伊藤一隆君へ賴んでやりまして糸魚川の方へ歸したのであります、此女はどうして斯かる轉末になつたかと段々本人に聽きますると、六年の年季で埼玉の機織工場に居つた、昨年親父が出て來て一人娘であるので幾らか金を出すから解傭して呉ろと段々掛合つたがどうしても許さぬので仕方がない年季が明けたらなりにもふりにも構はないから直ぐ歸つて來いと云つ

て親父が泣の涙で歸つた、で年期まで勤めれば拾圓計の金が貰へる筈であつた。所が當年の三月不景氣の爲に臨時に解傭になつて些計の金を貰つた、所が二十人許解傭になつた工女の中で是で歸つても同じだからモヲ一年半年季を勤めたと思つて東京へ行つて奉公をしやうじやないか、さうすれば着物も着られるし東京見物もできる、それはよからうと云ふので五人連で上野のステーションへ來た毎度新聞にもあるやうな有樣で直ぐポン引に引つかゝつた、初め連れて徃かれたと云ふ宿屋にも私は行つて見ましたが上野停車場前小松屋と云ふ宿屋の横丁を這入りますと谷芝館と云ふ裏長屋のやうな宿屋がある、其所へ連込んであと四人の者はあちこちへ連れて行かれたさうである、所が此村上はると云ふのは至つて温順の子供で能く働くので宿屋で居て呉れろと云ふので谷芝館に四月の末まで居つたさうである、ところが彼所にまだ一人殘つて居ると云ふので前のポン引が來て爰に一圓五十錢で居るよりも二圓で坊ちやんの守をすればよい、さうして着物も着せて呉れると云ふ所があるが行かないか、さうですかそうか其所へ願ひます、それでは俺れは爰に待つて居るから着物なぞ皆引つ抱へて來いと云ふので連れ出されて下谷二長町の橋本はつと云ふ家へ引込まれた、さうして前の奴は門口で歸つて仕舞つた、さうすると其日から醜業を强ひられた、それは大變な話だと云つて泣喚いたが其話は何れ後とから聽くお前と桂庵と約束したことだからと云ふことでさうこうして居ると晝の中は居なかつた破落漢が四五人來て居てモー逃げることも出來ない、翌日になつた所が桂庵の家も知れない、仕方がない湯に行くと云へば主人が一緒に付いて行く、始終附て居られるので何んとしても外に身を持つて行く所がなかつた、此女は歳が十六でありました、さうして居りまする内に下谷の警察の手で捉つて拘留になつて、放免になつて、今度は深川に連れて行かれ深川で又捉つた、それで今度は下谷の方へ廻つて來た又其途中で晝間であつたと云ふことでありますが又前に顔を知つて居る巡査に捉つて其終りに私の方へ來たのであります、そこで前に述べたる次第で兎に角もと旅費を給して歸國させました彼女の申狀は總て事實であつたのです私が彼女を國へ立たして仕舞つた、翌日午前十時頃にお春さんは居ますかと云ふて私方の勝手口へ呼出しに來た婦がある、で家の者が居ないと云つたら、何所へ行きましたか、國へ歸つた、そんなことはありますまいと云つて出で行くと、直ぐ表てから五人の破落漢がやつて來ましたそれは私に向いてかゝつて來るよりも呼出して連れて行く積りであつたが、巧くいかなかつたので表へ廻つて來たのでありますが、まさか淫賣をさしてありましたと云ふことは出來ないので情夫である、私の内縁の妻である昨日放免になるので迎ひに行つた所が見へないからどうしたかと段々尋ねましたらこちらへ來て居ると云ふから渡して貰ひに來ましたと云ふ、それから斯う云ふ順序で國へ歸へし

たと愼重に答へましたら彼奴らも之は到底相手にならない奴と思つたか餘計なことも云はないで歸つて仕舞つた、これらは甚しい辻淫賣と地獄との中間に居るのです、家に居て客がないと破落漢が三四人附いて辻へ引張り出し巡査を見張るためと女の逃亡を防ぐ爲に横丁の角々に立番をする引つ張り婆あさんが二人位出で居つて客を引つ張つて來るといふのです、此者は國へ歸りますと直ぐ親から手紙を寄越して厚く謝意を表しました、今藤澤典獄へ御報告致しましたが、彼の地の警察にも御頼みして聞合せました處が、左の如き答書が來ました、是は首尾能く治りが付いたと思はれます、

新潟縣魚川警察署の回答に添ひたる巡査復命書の摘要

一、ハルは坂宅后實家に居住し祖父の膝下に在て働きつゝあり

二、ハル歸宅當時は實母ヒデは信州地方へ出稼し居り漸く八月下旬歸國せしものにて現今は實母の膝下に在りて共に働きつゝあり

現今は態業するの擧動更に無し

三、祖父村上嘉長治及び實母ヒデに於ては懇ろなる待遇を受け恐縮の至りに堪へざる旨申居り自分等の手許に教育し農家に緣組致させ度旨申居れり當時實家にては旅人宿の事故反て若い者の宿泊する時は本人のためにならざると思料し一兩中に叔母の緣附き居る大野村岡庭友吉方へ見習のため預け針仕事教習させ度再び上京等は致させざる旨申居れり是非共他家へ相當の口見附次第結婚致させ度との趣なり

今一人は石崎せきと云ふ者です是は前のよりも犯數が多かつた、此結果は餘程む

づかしからうと思ひましたのは、何にしろ犯數が多かつた數十犯であつた神田警察署でも中村さんの芽生だと認めて居つた、彼奴は仕方のない淫賣專門の奴だと云つて居つたが、是も段々樣子を見ますと今の誘拐の類であつた當人に聞きますると、十一の歳の時に田舍へ人を買いに來た桂庵に連られて子守奉公と云ふので出京した、是は富山の人間でありました東京に來て少しやつたが間に合はぬ、そこで埼玉に行つて百姓働きがよいと云はれて十六歳まで百姓家で子守をしたり百姓女をしたりして居つた、少し生意氣になつたので十六の時に東京へ出で上野へ着いて淺草公園に行つてブラ〳〵して、何んでも花川戸邊を歩るいたらしいのです、後ろから姐さんどこへ行くのだと聲を掛けた家婦があつた、私はどこへも行く所はない奉公に行きたいのだと、それでは私が良い所へ世話をして上げやうと云ふやうなことを立噺して、それから連れて行かれたのが先程お話した神田黑門町の安間龜吉の手下になつて居る山本清吉と云ふ者の所でありました、それから十八才まで足掛け三年押へ付けられて仕舞つたのである、本人の云ふには私もいつまで斯う云ふことをして居たくはなかつたが如何とも詮方がなかつたのだ、母と姉とが居る筈だが生きて居るか死んだか分らぬから早く聞きたい、從弟もあるが兵隊に出て居ると思ふ、早速手紙をやつて下さいと云ふから翌日直ぐ母と姉に向けて手紙をやつたのです、さうすると返詞を待つて日々欣んで働て居りました

そこで是は私の失策であつたのですが、本人が云ふに元の所に着物が三四枚あるからそれを持つて來たいと云ふからそんな着物なんぞよいではないか後日に取つてやると云つたが、強りに取つて來たいと云ふ、それでは取つて來るがよからうと云ふと、自分一人ではあぶないから誰か一緒に行つて下さいと云ふ、私もチヨツト一緒に附いて行く場合でもないと思つたのです、尤も此頃は折々探究又は交渉のため地獄屋にも這入込みまして一度なぞはお客と間違へられて餘程滑稽のこともあつたのですが、此時私は行かないで宅に手傳ふて呉れて居りまする小野田と云ふ婦人が試驗的に行つて見ませうと云つて附いて行つて呉れましたがマンマと捲上げられて仕舞つたのです、先方では小野田夫人が一緒に附いて來たことを知らぬので本人の妻が見へると亭主が怖しい大きな聲をして、何所に行つて居やがつたのだ此あまめと云つてどなつた、女房らしい者も何所に行て居やがつた人を馬鹿にして居やがらアと云つたさうですが、あとに小野田夫人が居つたので、先方でも態度を變へた、で小野田夫人は家に這入つて斯う云ふ事情で國許へ歸してやる積りであるから着物を取りに來たのであると云ふたら、先方でもそんなら着物を出してやりませうけれども今宅にない他へ預けてあるからお前が行かなくちやいけないからチヨイと一緒においでと云ふので出た、小野田夫人も一緒に行かうと云つたが近い所で直き歸つて來ますと云つて連れて行つて仕舞つた、とこ

ろがいつまで待つても歸つて來ない、其内に女房は歸て來た、オヤ歸つて來ませぬか私より先へ出たのですが、それではズラかつて仕舞やアがつたのだろうと云ふので小野田夫人も仕方なく歸つて來ましたが、其時丁度藤澤典獄も宅へ御出でになつて居てお聞になつた事でした、其翌々日國へやつた手紙の返事が來たのです、之を見ますと長いこと書いてありますが母か姉が書いたものと見へます、非常に悲哀の手紙で數年便りなく分らぬで居つたところが手紙に依つて安否が分つたと云ふことで誠に不文の手紙ではありますが情の溢れる如き手紙が來たのです

石崎せきの母と姉との手紙

前文御面ん被下度候當月十三日出書面ん羽見仕候品おせき義も御世わに相成候御禮申上候也又此ういともよろしく御願申上候也

國本にも家内中も無事にてくらし候間御安人被下度當年父上樣の十七年に御座候間此事もしらせ候おまいの事も當年二月ころより東京又埼玉縣もいろ〳〵尋れたれども相分らず只今のところニテハいどころもわかりし事やいニ母もおい(姉の名)もうれしき事やい此後に御禮の事も手紙出し仕候間御安心被下度候又くわしき手紙遣りほとに安人いたし度候也

八月十五日　　石崎せきより

原胤昭君　　ふみ

然るに右の次第で肝心な玉は敵の手裏に捉られて仕舞たので實に殘念に思つた、一日經ちますと小包郵便が來た、覗の驗か其内に五六枚の錫を入れた手紙が來た

是は人に頼んで書いて貰つたと見へて左の手紙が來た、

拜啓陳は貴書忝く拜見仕候處私し娘せき女につき種々御世話に相成候不一方其愚源山ニも代へ難く雀躍ノ舞を致す如ク御禮申上候併し私に於テ愚子せき埼玉縣へ機業場へ預ケシ寄未ダ何ノ便も無之一昨年より元の引請人へ招會致し候も確たる返事も無之數度催促致候へばおせきハ脫走を爲し行居不明トカ何トカ申居候故ニ致方無之候て昨年十月其筋の警察署ニ付照會の紙面ニテ問合候へば右の次第行へ不知と返事承り如何致し候へば右せきの手掛り等は明る哉と只心配のみに日暮し致居本年二月頃猶又其筋へ御尋れタルニ東京へ向ケ出走致シタル哉も難計ト不安心ナル返事を承り候間只私に於ていづ國にて相はてたる者やト覺語致シタルも致方無く音信の便を待つト共ニ此處のうらなへかしこのきさを色々なる事計に心を盡し懸る處へ貴書を預りしと申ハ全ク神佛の御惠は今此處に有哉と只何事もうちわすれ思ひ懸なき音信ヤト只よろこび〳〵拜見仕候……依て右せき何卒〳〵御尊君の慈悲を以て御送附被下度(下畧)

所が本人は右の始末、隨分人情の上から云つても堪へられなかつたのでありますそれから早速神田警察署へ話し、警察でも非常に手を盡して呉れたがどうも得られなかつた、其内に他の收監した者に依つてでありましたらう藤澤典獄から御知らせ下すつた事に端緒を得て、深川及本所の警察の方へ搜索を願ふた直ちに着手して呉れられまして、柳川力藏の所に居ることが分つたので、本所署の巡査が突然踏込んで捉へて直ちに私の方へ引渡されまして此十日の晩に新橋から歸してやりました、所が尙は着物が殘つて居るそれを貰つて行きたいと云ふ、どうも本人に聞くに自分の金で拵らへた物らしい、で私から本所警察へ願つた本所署は直ちに柳川力藏を呼出した、さうすると力藏は必ず其事と思つたので、實に破落漢なぞと云ふ者は仕方ない者です警察の呼出に對しても泥醉して出て來て、彼の女の着物などは一枚もありませぬ、今まで着て居つたのは一枚ありますが、私の方に居つたから着せて置たのだ彼れの物では無いやるとは出來ないと云ふ詰り水掛論で仕樣がない、警部も刑事も散々吃つたが結局仕方がない、けれども大分に警部方の語氣が强かつたのでトウ〳〵後に一枚だけ持つて來たのです、それを持たせて十日の夜嵐事で新橋を出立させ直ちに電報を打つて迎ひに出るやうにしましたが十二日には滯なく着いたと云ふことであります、それと共に警察署に精しく其樣子を聞きたいと思ひまして富山警察署へ書面で御依頼したので斯樣の回答を得ました、

富山警察署の回答

石崎せき

右之者ニ對シ保護方書面ヲ以テ願出ニヨリ調査候處本人ハ本月十二日午前當地着列車ニテ歸宅セシヲ以テ本日三名(母姉本人)共呼出シ示諭候處本人ハ勿論母姉トモ君カ寄特ナルニ感泣セリ同家ハ元來赤貧ナルヲ以テ其報恩トテハ急ニ出來ザルモ只管君カ誠意ニ背カザルニ勉メ候旨申立候而シテ前述ノ如ク同家ハ無資產ニシテ他ニ援助ナケレバ目下母ノ元ニアリテ奉公口ヲ探シ居ル姿ニ有之候條御承知相成度此段及回答候也

若し斯う云ふ類の事がありとすれば又保護と云ふ側からも研究をし又斯う云ふ者は救出してやらなければならぬであらうと思ひます、私は斯う云ふことのあるを

見るに付けても、社會にはまだ〳〵悲酸の事があるであらうと思ふが、若此淫賣と云ふものに付て唯彼が好んでやつて居る又或情態からやると云ふばかりでなく斯う云ふ類の爲に非常にヒドイ所行を爲しつゝある者があれば私共は出來得る限り力を盡して救つてやらなければならぬと思ひます、若し斯う云ふことがありとすれば、モウ一層前に田舍娘が停車場へ來てウロ〳〵して居る時に救濟策をするが必要と思ひます、希くは諸君是等の事に付て御研究下さい、私は働くことはどんなにでも働きますから適宜適法の智惠を貸して下さい（拍手）

（十月二日速記錄の校正に臨み收容人員と其成績とは當日の現在に更めたり（鳳明））

○成功

島田大西秋湖

近時社會に喧傳さるゝ成功なる文字の切りに賞珍を受て多くの文墳紙上に彙載さるゝを視るに至るは誠に賀すべきの現象と謂つべし、而して其示す處は墮落せる書生と小成に安んずる壯年輩を警醒する頂門の一針にして且つ青雲の志を懷ける青嘴の青年に對する立方針たり、故に吾人は常に座右の銘として之を牢記し堅志鍛練の資料に供して止まず如何んとなれば今後の國民は小帝國内に安居するを許さず、安居せんとするも時世は吾人に安居の特權を與へざるを以て今後の國民は大なる抱負と大なる責任とを以て實踐躬行の路途に上らざるべからざる運命を有すればなり、故に余は余の修得したる思想を發露し左に叙綴すべし乞ふ欽欽の士其拙劣の筆を笑ふなく一讀の勞を吝むことなかれ、

夫れ成功を期せんと欲せば先づ成功的性格を具なへざるべからず、成功的性格を具へんと欲すれば(1)自家の運命は自家之れを開拓すべし自家の資本は自家之を貯蓄すべしといふ獨立の氣象を備へ(2)何事をか必ず成功せしめんと希求する大志を懷き(3)之を行るに奈何なる勞苦、奈何なる困難、如何なる失敗をも意とせざるの堅忍と力行とを以てし(4)透明なる眼識を以て新規なる成功の餘地機會を發見し(5)一たび之を發見するときは渾身の全能全力を發揮して之に傾注し以て(6)猛烈なる熱中と活動とを以て之を成就せずんば止まざるの特色を有し而して(7)强健なる躰軀と、生涯を通じて死に至らずんば休止せざるの精力とにより全速力を以て成功の道程を競爭するの一大覺悟を要す、

叙上の如く成功の要素中に在りて尚ほ最先最要なるものは立志の動機是なり、志を立つること堅確なれば成功も亦之に從つて高大なり、志を立つること薄弱なれば成功も亦從つて低少なり、立志は成功の原動にして成功の大小高下多くは之れに由りてト定せらる、茲に二三の例證を擧くれば、

近時世界に於けるミリオネヤー（富豪）として東西に其名を聽かせるもの數多あり就

中米國に於ける成功者として如何なる動機に依つて成功を期したるか趣味ある問題として左に抄錄す、

ゼー、グールドは大領統の通行を目撃して憮然立志の點火を受けたること、

シユワツプはカー子ギーの英名を耳にして鋼鐵事業に身を投せんと決心して遂に成功したること、

ハブストは雇主船長の愛娘に懸戀して身を起し業を立てたること、

カーネギーは家道の困窮を見、慨然として貧窮の豺狼を驅逐せずんば已まざるべしと決心し遂に素志を貫きたること、

ロツク、フエラーは朝夕廣大なる他人の田園を展望し將來必ず如此田園を所有するの身とならんと決心したること、

如上動機の性質に就て之を觀察するときは殆んど皆同一轍に出でたる奇蹟を發見す、同一轍とは何ぞや「貧窮」則ち是也、然るに五氏の如きは今現に米國に於て互ひに頭角を爭ひ社會境上に活劇を演躍せしめつゝあり、併してアンドリユー、カーネギー氏とは鋼鐵大王とし、ジヨン、デイ、ロツクフエラー氏は石油大王を以て何れも廣き全世界に其名を知られたり、然るに二者に於ける往時の狀態は如何彼等は皆亦裸々に出でて以て、絲捲小僧となり、機關火夫となり、電信配達夫となり、數十年の辛酸を嘗めたる結果として克く今日の地位を得勢ひ天下を壓するに至りたるなり、其間の變幻出沒、光怪陸離の閱歷を披讀すれば轉た嘆賞の至りに堪へざるなり吾人の常規とする處の行爲は實に彼等の行爲に對するの比例になるを得ず殿顏の極と謂ふ可し、

カー子ギー氏は青年の成功秘訣として自國の新聞記者に左の如く語れり、

今の青年は失敗すると必ず自ら辯護して「是れは常ならぬ事情があつてもうしても成効は出來ぬやうな場合だつたから失敗した」と云ひ又或は生れてから今日迄一遍も運が向いた事はない」と云ふ、けれども是は殆んど無意味なことで、苟も人に雇はれた以上は必ず運が向くに違ひない、而も非常なる幸運が向いて來るに違いない早い話しが其青年の直ぐ上に居る人は心を籠めて彼れを監督し、彼れの才能を見張つて居る、で若し稍用ゐるに足るとか見るべき所がある、と一たび目上の人の目に止まれば、今度は其上長の注意を傾けるやうになる、例へば其青年の才能、習慣、性質、氣風、交友等を仔細に考察し熟視するだから運が向かなんだと歎くから運の神が遁げて往たのである、目上の人が度々試驗をして見たけども必要なる資格がなかつたとか、其雇主の內に雇つて置ても夫だけの値打がないとか、又はいやな行爲をしたとか、習慣が悪ひ、若くば友達が悪い等總て上長のものが知らぬと思つて遣つて居た事を上長或ひは目上のものに知られたものだから夫れで或は解雇されたり、又は昇進する事が出來なんだので、決して運がなかつた譯で

はないのである」と

誠に適切の語にして吾人は轉た敬服歎美に堪へず、凡そ人の此世に處するに勤勉力行なれば如何なる業かならざらん況んや事に當り忠實にして人の信用を得るは何の難きことか之あらん、苟も忍耐、刻苦して事業に從へば吾人が信用を得るの機會は殆んど捕へ盡し能はざる程續出す、之を捕へ得ざるは愚者の罪なりと言はざる可からず、

尙ほ茲に米國の文士ナタナエル、フワウラー氏は同國の各成功者に向つて左の意味の質問を發し、其回答を世に公にせり左は即其摘要にして何れも一句萬意を含むの語、吾人の如き青年輩は反覆玩味せば、必ず成功の眞理を此中に發見するを得ん

質問、茲に米國青年の大集會ありと假定せよ、若し同集會より足下に向ひ最大の訓言を電報にて簡單に訓電せんことを乞ひ來るあらば、足下は何を以て之に敎へられんとするや

第一訓電(慈善家サミユル、ケーブン氏)(1)小事に細心なれ、且忠實なれ、(2)熱心なれ正直なれ、(3)不良の友に交る勿れ、不正の書を近くる勿れ(4)最大の成功は高尙なる品性の在るを銘記せよ(5)行爲(アクト)を播け、然らば傾向(ヲンデンシー)を獲ん、傾向を播け、然らば習慣を獲ん、習慣を播け、然らば品性(キヲクター)を獲ん、品性を播け、然らば運命(デスチニー)來らん

第二訓電(上院議員スコツト氏)(1)主家の利害(インテレスト)を以て自己の利害となせ(2)時計を眺めて休憩退出の時間を數ふる勿れ(3)朝は人に先ちて出勤せよ、午後は人に後れて退出せよ、

第三訓電(新聞記者タンブール氏)(1)先づ己れの義務(デユーチー)を知れ(2)結果如何を顧慮せずして其義務を盡せ(3)天日地に落つるも正道を離るゝ勿れ、

第四訓電(紐育市ボルドウイン氏)(1)敎育如何に拘らず最下級(ボトム)より始めよ(2)一たび定めたる職業は固執せよ(3)困難(デスヒカルチー)來らば之を迎へて敎師とせよ(4)失意(デスカレヂメント)の場合あらば人物の試驗時間なるを知れ、(5)綿密なる觀察(オブザーブエーション)を以て經驗に營養を與へよ(6)躊躇(ヘシラート)する者を見れば直に之を乘超へよ、

第五訓電(銀行頭取リチヤード氏)(1)今日爲すべき用事を明日に延す勿れ、(2)多少に拘らず收入(インガム)以內に生活せよ、

第六訓電(大學敎授カーレー氏)(1)暗黑を背にして光明に面せよ、(2)信じて進め、恐れて躊躇する勿れ、(3)獨自(ユーワセルフ)を發揮せよ、他人に模倣する勿れ、(4)自信と忍耐と愛とを滿身に充實せしめよ、(5)目前(プレゼント)の成功と高遠の成功とを一致せしめよ、

第七訓電上院議員ドライデン氏(1)勤勞せよ、決して倦怠する勿れ(2)自己を信せよ自己の將來を信せよ、決して沮喪する勿れ、(3)斷へず修養せよ、明日は今日よりも進歩せよ、(4)金錢を賤む勿れ、唯品性は金錢よりも更に貴きを知れ、第八訓電雜誌記者デッチエット氏(1)小成に安ずること勿れ(2)平常の行爲を以て賴母敷(リラエブル)人物たることを示せ(3)義務以上の義務をも爲すべく心懸けよ(4)報酬以上の勤勞を示せ(5)怒る勿れ、曉舌る勿れ、禮容を失ふ勿れ、

叙上の句節は實に成功の深奥に達すべき最要の箴言にして、一字一節取捨するの語なきなり、然るに今や全國の監獄には余輩の僚友なる有爲の壯年尠なからず、余輩が監獄の事に從事せんと志すや、先づ刑獄の何物たるを知り、自己の價値を知り、自己の進歩發達を期する運命場たるを信じて自己の身体と精神とは悉く之を獄事の爲めに委す、既に吾人は自ら選んで此の運命場に身を投ず、愉快と前途の希望との外他に何等の念慮もなきなり、他を嫉み不平を唱ふるの徒は先づ初めに歸り自己の志望に顧みよ、自己の地位の進歩せざるは自己の勤勉、刻苦勵精の足らざるを思はゞ天を恨み人を惡むの芥情心は自然消滅するに至るべし、余は曾て米國新聞を讀み米國オー、エフ、マーデン、コンパニーに於て事務員募集の廣告を見る、其條件に曰く

一、大勢の中に交はりて其特色を失はず、自家の所信を守るの膽勇ありて他人は是といふも獨り非といふを怖れぬ人を求む

一、一個雄大の目的を有しながら、一方の才能を發達せしむる爲め、其人格の調和を失はせず、人を片輪にして了ひ、又一才能を過大に發達させる爲他の諸能を沒却するやうな事は斷じて爲さぬ人を求む

一、其職業に較べて大き過ぎる人物、其職業を以て唯口過ぎと思ふは勿体なく職業其物即ち敎育、訓練にして己れの品性人格亦此中に在りと考へる樣な人入用

一、全體に不揃なく、まんべんなく役に立ち、小瑕瑾の爲めに、不調和となり又は一方の長所を帳消しにならぬ樣の人にて殊に勇氣強く、奈何なる點にも卑怯なる所なき人入用、

一、秩序正しく、其發達一方に逼せず、全體の精力を缺き一專門に注いで他の能力は一切枯るゝが儘にまかしたる樣な事なく、物は半面から計り見すして巧みに科學思想と常識とを調和し高等敎育を受けながら、日常實際の役に立ち、外見は構はず、實際を重んじ、己れの名を潰さぬを第一の心掛として居る人入用、

一、いぢけ、しみつたれた根性なく、活氣に燃ゆる胸を有ち、意思強く、正義の念に明らかに、天然人工に論なく凡て美を愛し醜を嫌ひ他人を尊敬すること

と自身を敬ふと同樣なる人入用、

以上條件は余の意譯なれば、譯字の恰當を缺くは余の信ずる處なり讀者に於て適當の補正を賜はゞ幸甚、

米國人は淡泊なり淡泊なるが故に、廣く新聞に廣告して自他の聯想過誤なからしめんことを勗む、最も賢しこき法方と云ふべし、日本政府が吏人を採用するや單に學術試驗を要するのみにして、其人格、品性、堅志等の條件は之を明示せざるも然かも米國人が事務員を採用すると同一の條件を以て其の暗示の裡に採用するや知るべし、已に吾人は斯かる人生の美德たる暗示的條件內に採用せられたるものなりとせば、彼の廣告文は吾人が座右の銘たるにあらずや聊か感ずる處あり同人諸君と自警せんとするの微意を啓示す、



寄書

○漫錄

孤村生

「弱者の聲」　これ新聲記者諸氏の合著に係るもの金殿玉樓の春夢を驚醒して四顧荒寥饑渴に叫べる弱者の聲を聽かしめんとするもの項を分つて「牢獄に接近せよ」「富豪の福音」「薄倖の學生」「紡績女工」「可憐の兒」「弱者の慰安」「貧しき者は幸なり」「弱者の名」「一種の奴隸」とし弱者を擧けて獄裡の刑囚、鑛毒被害民、薄倖の學生、紡績工女、不良家庭の少年、誘拐せられし少女零落の老爺、賣淫婦、商舖の被傭人とす、弱者叫喚の聲は忌憚なく頭腦より溢れて遺憾なく筆端に漏れ墨痕全幅に滿つ玉樓の公子紅閨の美姬綺羅綾繡を濕ふさゝるものあるべきや吾人は新聲記者諸氏の溫情に對し滿腔の謝意を表す

比較監獄觀　田口掬汀君牢獄に接近せよの一文を草し「刑罰を以て罪囚を拘束するも何の益かあらんや訓練に依りて彼等を感化するにあらずんば」てふ格言を信し罪囚困苦の狀況を洽く天下の人心に愬へ身命を賭して奮戰したるハワード氏の功業を賞揚し進て我國監獄の狀況を述へ「滔々たる幾萬の司獄官彼等は腰に一本の鐵杖を帶びたるを誇り多くの權利を剝奪せられたる罪囚をは此上なき玩弄物として、叱咤し、罵詈し、足蹴にし、面上に唾し牛馬も啻ならざる虐待を逞うして居るではないか、然り、彼等は洋風の官服を着けたる封建時代の獄卒である、社會に於て土芥視せらるゝ、官吏の塵埃なる彼等は、鼠群の前に爪を研ぐ痩貓である」と絶叫し之を立證せんとして二三の事例を添加せり、嗚呼何等過激の評語ぞや我國未だ偉人ハワードの躍出せさるのみならず局外に閑圍の可憐兒に慰安を與ふるの人士を求むるを得さるを慨ひや久し、掬汀田口君の健筆により此間の消息を聞くを得たるは大旱に驟雨を得たるの感なくんはあらず、然かも同君の反省を請はんとするものあ

り、(一)現下の監獄は果して罪囚を玩弄物視するの兒戯ありや幾萬の司獄吏は叱咤罵捷鞭打を事とし牛馬も雷ならさるの虐待を逞ふするや、司獄の吏罪囚に接するや無法安狀に對ふも諄々說くに吝ならすといへとも頑迷固陋反省の念なく暴力を以て溫顏に加ふるものあるを知らすや司獄官の彼れの暴言反抗に對するや率直頗る其の行爲を愼む而かも斯る暴行を鎭制するに千百言の訓諭を繼續するも寸効なきときは外壓力亦自衞の方便ならさらんや謂ふ勿れ暴に報ゆるに暴を以てするものなりと感化は目的なり鎭壓は手段なり唯鎭壓の當軌を逸出し程度以上に超ゆるを警むるの必要あるのみ鎭壓は其暴を防遏すれは足る豈濫りに叱咤罵捷を事とせんや況んや不徑順抵抗に籍口するの愚を講せんや掬汀君引例の一二は予の淺見寡聞なる未た其有無を知らす知らすと雖も其引例を是認するものにあらさると同時に否認するものにあらす唯疑團を氷解せんがため提供して敎を請ふもの掬汀君は二三の事實を提へて司獄吏の全般を推定せしにあらさるか若し此論據を以てせば二三の善行あらば司獄官吏の全般亦然りと謂ふに歸せん世間此類の僻見を抱くもの少からす事物の或部分を觀て全部の象狀となす千百の謬見茲に崩す掬汀君の論據果して何れに胚胎せしや、(二)洋風の官服を着けたる獄卒、社會に於て土芥視せらるゝ彼等といへり、これ社會の獄吏觀なるや抑もなた新聲記者田口君の獄吏觀なるや、若し夫れ社會に於て現時の司獄官吏を土芥視すと云はゞ社會は土芥視する獄吏の手裡に同胞を委するは安狀を極むるものか將又無情の極か社會自らの不明を表白するものにあらすや、田口君の獄吏觀なりとせばこれ三十年前の舊夢未た醒めさるものか否らすんば斯る酷評の標準何れにありや高敎を待つ、由來記者の口により筆により傳へらるゝところは社會の注目環視を喚ふの偶然ならさるものは蓋し其人格に於て品性に於て社會の木鐸たるものあればなり社會の木鐸を以て任する者は最も言論を愼むの義務を有すると共に事物の眞相を索めて寤醒を與へざるへからず、田口君の言ふところ或は事實ならん而かも二三の事實を視て全面を掩へるものとし有ゆる野蠻、殘忍酷薄の文字を縷列するに至ては社會の同情を惹くに至らすして偶々嘲罵の中に埋沒し終らんことを惧る、敢て掬汀君に望む、表に僞予たる官吏の威信を保ち裏に溫かなる愛の心を以て不幸なる罪の子をして人生の光明を望なしむべく導くの責任を有して居ると信する田口君に望む監獄の改善を圖らんとせば其眞相を索め直接に親切に獄吏を誘導せんことを、再び望む君請ふ牢獄に接近せよと

盜人を捕へて見れば我子なり　これ亦掬汀田口君の引援したる警句なり常套語なりと雖も此一語現代社會を諷刺し闇黑に光明を與ふる、限りなき眞理を含めるものなり孤村生は今方に君の敘說の一端を紹介し讃美するに止めん曰く

諸君幸に一願せられよ諸君か枕頭に兇器を備へ鐵棒を以て門戸を鎖し、事なきに生命の取り遣りをするかのように、戰々慄々として安眠し得ぬものは、諸君自身が描き出した暗鬼ではないか。然り其は實に身から出たる錆である。社會其者は誰に云ふところの「臭いもの身知らず」である。慈心に富める原胤昭氏をして「免囚保護事業」を起すの止むなきに至らしめた社會は自己を知らさる盲者である。盜人を捕へて見れば我子なり(中略)多數の罪囚は安心の道を敎へざる社會の生める長子で、再犯以上の囚を出すは獰量なる社會が產せる庶子である、幾千萬圓の監獄費は、社會自身に寄生したる蛔虫の掃除料である、それは諸君が不潔に因して自ら招ける病痾に就いて支拂ふところの診療代なのだ。

典獄の職務　斯道社會に對て典獄の職務を說く所訓釋迦に說法の感なくんば非す、諒焉予一日閑を偸み德富蘇峰君の漫興雜記を讀む偶々東北監獄談の一節あり傾聽に値するもの二曰く典獄の職務、女囚携帶乳兒是れなり、典獄の職務に就て談て曰く監獄は一種の世界である。凡そ外の世界に有りと有らゆるものは監獄の裡にもあるで、其の典獄と云ふものは、仕事が中々單純で

ない。或意味から言へば典獄は下宿屋の旦那の様なものである。併し其の下宿人は喰ひ逃けところでなく中々險なくて油斷は出來ぬ。或意味から言へば父た。牧師とか坊樣とか云ふ樣な、始終敎誨して夫を導いて行かねばならぬ。又一方から言ふて見ると主人が雇人を使ふて居るような風であつて稼かせなければならぬ。夫れから病氣の世話や、又日々生活に就て種々の監督と注意を要するものであつて。餘程物事の道理も分り人情も敎く、それと云つて情には流れすチヤンと規律を正して行く人で無くては中々勤まるものでない。兎角監獄拂と云ふことは、人が餘り注意せないから、如何にこの典獄と云ふ人の仕事が重大であると云ふことを忘れて居るが實際中々の仕事でない。殊に大切な事は監獄が本當にこの惡を懲らし善に導く一種の病院——詰り罪と云ふ病氣を療すところの病院となりたいものである。夫が爲めには、この典獄とか其他の司獄官に志士仁人が奮つて爲ら無くては、ならぬと屢々典獄の任重且大にして難中の難、とを望むや頗る難し現行法規は齡三歲を改めて一歲とし許否の權能は監獄の首長に認容せりまた以て卷舒の當を得たりと謂ふべし、然れとも未た全く悲慘の文字を除去し得さるを憾む、板垣伯の主寄せる女囚携帶乳兒保育會の如き機關の勃興するあらば聊か其意を滿たすを得んか、操觚者の警告に賴り市町村をして救護團体を組織せしむるの策なきか、縱令救護團体なきも市町村當然の救育事業に屬するもの寧ろ監獄法規より刪除するの勇斷を望む

犯人の犯罪觀　去る日每日新聞紙上社會雜感の一節に未丁年者の犯罪觀あり其要に曰く未丁年犯罪者の賭博を惡むこと甚し盜は窮困賴るなくして之を爲す蓋し止むを得さるに出づ賭は娛樂なり娛樂の爲めに國法に觸るゝものこれ惡の大なるものとするにあり彼等の犯罪觀亦奇なるかなと予亦曾て未丁年犯罪者に此感あるを覺ゆ仍て問ふて曰く瑤臺に妓を擁するの富豪は娛樂のために罪惡を犯せるにあらさるかと彼れ唯々として頷く、又問ふ衙に財を掠め靑樓に登りて妓に眼明手快の人にあらすんば能はす勉めよや

女囚携帶兒　東北に限つたことで無いが、女囚が居る。女囚の中に赤ン坊が居る。即ち嬰兒、矢張り一緒に連れて往くことが出來る。それで女檻を見れば必ず子供が居る。這らその何と云ふ譯は無いが、實に人生のツラデヂーの絕頂と云はねばならぬ。その親が柿色の衣物を着て、而して板の間に座りて——作業をして居るにその傍らに嬰兒が這ひ掛りて遊んで居る。固より嬰兒が罪惡と云ふことを知ろう等もなし、丁度雛鷄が親鷄と一緒に籠の中に居ると同じ意味で有ろう併し傍から見ると實に是は忍べない、實に悲慘の極！と、斯業の先覺者は此一語に因り新なる感覺を享くるものにあらす、否焉より以上酸鼻の事實を觀る、監獄の繩墨法は動もすれば母の口を嗜めしめ動もすれば嬰兒の哺に托して他囚と相談らしむ、繩墨法は母囚に勵行せられず嚴にあらずんば寬、寬にあらすんば嚴に失せんとす、嬰兒の鞠育得て望むへからず溝俸の兒曠足を伸ふる期を失し監者の偏狹に陷らざらんこと

○逃走と疾病とに關する田舍漢君の所說を讀て感あり

千葉生

君曰く煉瓦石造監獄は腐朽に傾きたる木造監獄よりも堅牢なるを以て、逃走の懼れある囚徒は宜し

く其れの煉瓦石造監獄に移送し以て監獄の秩序を維持し社會の危害を豫防すべしと、余も亦至極君が如上の說に贊同するものなり、然れども惜ひ哉今日までに於ける事實の多くが指示する所によれば、彼の逃走は決して其れの房破りのみにあらずして、白晝綾々監獄門外にて行はれ、或は押送途中に、拘留場に、時には君の所謂堅牢無比なる煉瓦石造監獄に於て雲に登ゆる障壁より脫奔したるとも亦少からず、若しさるとありとせば、君が信頼する煉瓦石造監獄も唯に火事と耐久と體裁との三點を除くときは其價値たるや甚だ疑はしきものと云はざるべからず、因て余は此に君の卓論に聊か附言する所あらんとす、曰く監獄の構造は無論堅牢なるに如ずと雖も囚徒の逃走を免れんとする第一の要件は決して夫れの煉瓦にも非ず石造にも非ず將た又雲に聳る障壁にもあらずして只衙に當るもの〳〵注意一あるのみと、嗚呼何ぞ余の言の簡にして而も明なるや、實に此意味深長なる注意の一語に依らざるべからざる也、此注意の一語は今や旅順に於ては敵將ステッセルに應用せられ未だ陷るを得ず、沙河の會戰に於ては大山大將に珍重せられて鹵獲砲無慮四十五門と注せらる、神工鬼斧になれるの天險、廣袤十數里に亘れるの會戰も此の注意の一語を撮し去らんか、個中何等の意味も存せざるなり、吁、田舍漢君以て如何となすや、

君は又監獄衞生に付て名論を示さる、君曰く內務省所管時代に比し今日の監獄衞生は退歩したるの傾きありと、且其頃は頭に衞生局を扣へ衞生上の方針を示され時に吏員を派して管督せられたるも今はしからず、而かも監獄醫其當を得ざるが上に萬づの設備全からざるの結果、一朝傳染病の發生するあらんか全國各所に介在し恰も孤立の現狀ある監獄は或は其れの害毒を社會に及ぼすの恐れ無きに非すとなし、此れが欠陷を濟はんが爲には宜く司法省に監獄衞生技師なるものを設置するの要ありと稱へ且其經費の梗概をも示されたり、這も又余輩の至極贊成する所なり然れども今日の監獄衞生は君の言の如く事實退歩に傾きつゝあるか、今日の監獄醫は實際に於て當を得ざるもの夥きかに非すとなし、此れが欠陷を濟はんが爲には宜く司法省に監獄衞生技師なるものを設置するの要ありと稱へ且其經費の梗概をも示されたり、這も又余輩の至極贊成する所なり然れども今日の監獄衞生は君の言の如く事實退歩に傾きつゝあるか、今日の監獄醫は實際に於て當を得ざるもの夥きかに限り其應用の充分ならざるを嘆くや、余は今日の監獄醫なるものを觀るに或は多數の中、君の所謂當を得ざるもの亦なきにあらざるべしと雖も、要するに何れも明治の醫事教育を受けたるものゝみにして世間一般の醫家と比較せば或る程度に於て概して勤勉家なりと云ふに躊躇せず、而かも其應用を全ふするを得ざるか、否之を應用するの天才なしと云ふか、或は余の眼識の錯誤に出でゝ其十中の八九は既に根底に於て學術の素養乏しきに因するか、余は如何に余の錯誤を以てするも衷心今日の監獄醫をして爾く劣等なるものとは信ずる能はず、然らば何が故に監獄衞生は發達せざるか否寧ろ時人をして却て退歩の傾きありと言はしむるに至つては余は實に怪訝の念に堪へざるものあるなり、

余は今以上の怪訝を解かざるべからず、此訝怪を解くに際して勢ひ少くも我國今日の醫事衞生の程度が歐米以上充分發達し居るものと信じ、二ツには監獄醫務に參せらるゝ諸氏がコモ亦充分日進醫學の素養に富まるゝものとして、而て後、何が故若し君の言の如くにして假にもかゝる現狀にありとせば余に一愚論あり乞ふ少しく云はしめよ、夫れ法に普通法特別法あり、衞生に於ても亦然るものあるは一般人の識る所なり、即ち特別衞生に屬する監獄衞生は特別衞生法として獨立其發達を期するを得べきか、余の觀る所を以てすれば監獄衞生たるや、衞生の學術が監獄なる特種の埒內に入りて其れの內部を構成する諸多の事物と一定關係を形ちづくり以て一種の體樣を表示し居るに外ならず、由來醫事衞生に關する學問たるや經驗學なり、故に監獄內部に於て特に發見せられ種別に創始せらるゝのと無論有之べしと雖も多くは一般衞生上の學說經驗を攝り來つて適宜監獄內に應用するにありとす、若し之れを外にして監獄に衞生なるものありとせばソハ一般輿論の承認を經ざる奇怪なる學說偏頗なる方法を施行することゝなるべきなり、假りに以上所說にして正鵠を得たりとせば醫事衞生に關する日本今日の文明は優に英米諸國を陵駕し居ると云ふにあらずや、如斯發達せる醫事衞生を有し居るにも不拘何が故に單り監獄

に監獄衞生は爾く發達せざるやの問題に對し一考をなさゞるべからず、然るに之が研究に重きを置きたるの余は觀察の進むに從て一面實に抱腹絶倒に價すべき原因の蟠屈するものあるを見たり、前にも陳述したるが如く由來監獄衞生なるものは監獄内部に於て發育したるものにあらず、假令ば此所に産出したる携帶乳兒にあらずして彼れ社會の一般衞生かアル罪あつて否將來に充分希望の光明あると〻を期して、而て後監獄なる塲内に云はゞ拘置せられたるの狀態にあるものなり、然り拘置人には馬鹿もこれあらん、而かも學問技術に富めるものも又之れなきにあらず、實に監獄衞生は個中の消息を傳ふるものにあらずして何ぞ、故に余は現今の監獄衞生なるものを指して學問技術に富めるの拘置人なりと云ふを憚らざるなり、何となれば如何に其學問を講じ如何に其技術を實施せんとするも悲ひかな拘置人の分際としては又難きにあらずや、之れを拘束するもの多種あるの中、或は經費の過少を擧げ、或は苦痛を主分とする刑が勵行せらるゝの結果戒護益嚴を加ふるにありと云かも意をひくに至りたるは爭ふべからざる事實なりとす、時世は即ち君を勞して技師設置の說を絶叫せしめたるが如きも又其一例として見るを得べき也要するに近き將來に於て其行はれざるの原因を深く討窮する有力なる頭腦の出でゝ、監獄内に於ける醫事衞生の施行に關し若しありとせば或る忌むべきの因習的弊害を一掃し此所空前の一大刷新を企圖せらるゝことあらんには、これぞ所謂監獄衞生の發達に對し至大の效果を齎らすものと言はざるべからず、余は又以上陳述したる所論に隨ひ、必然尙一言し置かざるべからざるものは其れの監獄衞生の發達云々の語なりとす、此語の不當なるは上來既に述べしが如き理由なるを以て、余は改めて更に適當と思惟する一新語をして來來永劾之れに代らしむるの要ありと信す、假令ば「何々監獄は近頃めつきり醫事衞生が膨張したさうだ」と云ふが如く、即ち此に膨張及縮小と云ふ一新語を推薦せんとするものなり、監海有識の士よ、若し夫れ余の所謂新語なるものが、或る意味に於て監獄現時の衞生狀態を表示する上に、否監獄に於ける衞生事態の境涯を評するに當つて、有力にも而かも適切なる用語なることを認めずや、實に我が今日の監獄衞生は張力の上に於て充分發達し居るにも不拘其れの活力となつて發動する能はざるものは一種未詳なる外力によりて常に壓迫せられつゝあるを以てなり、されば其壓にして一朝緩めらるゝの期來らん乎、既に發達し居るの衞生は其壓の緩められるゝ程度に應じて漸徐膨張すべきや論を俟たざるなり、要は其壓を緩むるにあり、故に余は終に臨て田舍漢君に乞はんとす、此に余の所謂壓なるものを減却するの方法として或は醫者を續々奏任待遇とするも可ならんなり、又君の所謂技師設置說も至極可ならん哉、而かも他に猶良法方の存するあらば希くば余の爲否監獄衞生の爲めに再び其鋒鋩を研ぐことを怠る勿れと云ふ

或は由來苦痛と健康とは兩立せずと云ふが如きは之れ絶體的の所論にあらずや、余の觀察する所を以てすれば其れの監獄衞生の發達を阻害し、否其膨張を壓縮すべき、更に言を換ふれば其向上的所說に對する總ての翼贊を吝ならしむる一種忌むべきの潛力が、而かも牾然怪むべきの態度を以て其れの光明を滅却しつゝあるに原因せずんばあらずと思考す、されば余は日常、監獄衞生は發達せずとの言語を口にするを欣ばず、何となれば發達せざるに非ずして行はれざるが故なり、既に發達し居る衞生が唯單に行はれざるの故を以て之れを發達せずと云ふが如きは語言既に非ならずや、然らば監獄衞生は發達し居らざるにあらずして、勵行せられざるの概あるのみ、君の所說の如く内務省時代よりも退步の現況ありとなすは或は其行はれざるの程度に於て一致する所あらん乎、實に今日に於ては其れの行刑事業なるのとが昔時に於て比較的觀過せられたるに反し、人文の發達に伴ひ日に月に人目に映射するの度多きを加へつゝあるに際し、其れの監獄衞生も又今日に及で一層人の注

◎慰逆境の友

在横濱　春風生

永劫不變のものにあらず北風の後には南風あり西風の後には東風あり北風若し汝に情れなきときは徐かに南風の競ふ時を待つべく西風若し汝に情れなければ徐々として東風の來る時を俟つべし

屈する勿れ逆境の友落膽する勿れ逆境の友一敗に屈し二敗に落膽し復び起て戰ふの勇氣なきものは吾人が友にあらざるなり古人言はずや幾度か辛酸を嘗めて志愈々堅しと汝看すや彼の楊柳を彼は東西南北風の間々打ち靡き努めて挫折を避く毫も節操の看るべきものなく其醜体實に視るに忍びざるにあらずや故に或る不貞の社會を稱して花柳と言ひ又或る一種の破廉恥病を指して花柳病と言ふ是れ畢竟楊柳の節操なきを卑下したる形容詞にあらずや之れに反して彼の巖頭の松柏の如きは時に挫折を免れずと雖も霜雪臻て益々綠色を呈す故に古今忠節の士を松柏に譬ふ茲に於て乎言す若し楊柳となりて百世の壽を全ふせんよりは寧ろ松柏となつて挫折せんことを希ふのみと

屈する勿れ逆境の友落膽する勿れ逆境の友汝知らすや維新の大業を奏したる勤王の士を彼等は時運順境にして南風に座山の夢を結び東風に心地能き春を迎ふ所謂苦勞知らずの僥倖豚兒にあらずして實に逆境の卒や足輕の力なることを彼等は常に情れなき北風に敲かれ情れなき西風に迎ひ又春を迎へ春來りて無情の花の咲くと雖も彼等の心裡に花咲かず春夏秋冬遡風に抗し巖頭に立て覺束なくも露命を繋ぎ智を磨き膽を練り德を涵ひ勤王の志勃々湧出して止む能はず然れども時運未だ回らず潜かに時機の來るを俟つ噫久ひ哉

屈する勿れ逆境の友落膽する勿れ逆境の友天祐なる乎時は來れり嘉永安政の交に及び米國の使節來りて通商貿易を求むるに至り天下憂國の士四方に起て其聽す可からざるを論ず幕府狼狽爲す所を知らず唯首鼠兩端を持して言を左右に託し曠日彌久致する所を知らず然れとも辯疏既に盡き兵力亦及ばず遂に彼れの要求を聽許する所となる是れより世論益々沸騰し恰も蜂の巢を破碎するが如し勤王の諸士此の機に乘し只一擊の下に幕府を顚覆し皇運の將に衰勢に傾かんとするを輔け奉り以て維新の偉業を奏し創めて明治天皇を奉戴するに至る是れ素より聖德の然らしむる所に因ると雖も勤王諸士の効與て力ありと言ふべし若し彼等にして徒らに皇運の衰頽を慨嘆し智を磨かず膽を練らず德を涵はざれば徒手淵に臨んで魚を羨むが如く時機百度臻るも遂に逸して一も捕捉する所なかるべし實力の養成肝要にして其一度發展するに至りては其勢力の偉大なること斯の如し豈に恐れて懼れざるべけれや

屈する勿れ逆境の友落膽する勿れ逆境の友臥龍は永く地中のものにあらず諸葛孔明は永く草蘆に住するを委さず竹中半兵衛重春亦た然り豈に汝惟り地中に居くを免さんや臥龍は一朝風雲の變に會せば一躍天上して大空を翱翔し其勢實に當る可からず今の元勳は昔時の足輕なり彼等は蚯蚓に似て蚯蚓にあらず實に地中の臥龍なり曾て羽翼を發展して天上せざりしは能はざるにあらずして未た時機の熟せざるが故のみ昔時蚯蚓あり龍に裝ひ天上す忽ち天神の覺る所となり瞰然地に落ち甚だ醜体を顯はしたりと言ふ假裝の勢力恃むに足らざること既に斯くの如し若し蚯蚓となりて一時の權勢を購ひ倏ち地に落ちて醜体を晒さんよりは寧ろ臥龍となりて時機の熟するを俟つに如かざるなり

屈する勿れ逆境の友落膽する勿れ逆境の友金剛石は永く砂中のものにあらず燦然たる光輝を放ち忽ち行人の爲めに拾得せられ終に貴人掌中の珠となるべし錐は永く囊中のものにあらず銀々たる尖頭の実出せざるを得んや瓢箪は漂々として水上に浮ひ鎚の河流れは浮ぶ能はず是れ自然の數理にして爭ふべからざる事實なり然れども時に或は變体の象なきにあらず若し水流の變に因り鎚は水面に浮び瓢の水底に沈むことあるも永く此の變体を持續するを得べきか否々決して能はざるなり數理に反する幸福は幸福に似て幸福にあらず不幸亦た然りとす眞の幸福は唯實力涵養と勤勉にあるのみ故に曰く理は必す元に復す

屈する勿れ逆境の友落膽する勿れ逆境の友今や吾人か從事する監獄事業は如何之れ實に國家最大の要務にあらすや而して曰く斯業は旺盛の時機なりと或は曰く社會皆な斯業を以て重要視すと或は曰く斯業に從事するものは前途多望なりと曰く何曰

く何々と其之を稱揚するの言二三にして止まらず然れども是れ皆な先輩諸士の部下を奬勵する警語に止まるかの疑ひなき能はず鮮しく眼を外界に放て警見するに未だ斯業を以て榮譽の業務として尊敬を拂はざるのみならず司獄官を視る尚ほ古の牢番人視するもの多數を占むるもの〻如し試に司獄官に親戚及び關係あるものを睹るに勉めて其關係あることを默秘する狀況あるは蔽ふべからざるの事實なりとす甚たしきに至りては斯の職にあるものにして尚ほ且つ止むを得ざる場合の外勉めて其職にあることを默秘するものありと言ふ既に自ら其職を卑しとす豈に他人の己れを尊敬するものあらんや人或は曰く斯の如きものは万人に一人のみ敢て論するに足らずと又或る人は曰く斯の如きものは瀆職者なり宜しく鞭韃を加ふべしと然り斯の如きものは万人に一人敢て論ずるに足らず瀆職者なるが故に宜しく一鞭を加ふべし然れども又以て社會未だ斯業を重要視せず從て職員を卑賤する一班を窺知するに足るにあらずや今軍人旺盛の時機なり軍人にあらざれば人にあらざるかの感あり一兵卒の通行と雖も万衆の眼目彼れに集中す人若し彼れに多少の關係あらば即ち我は彼の親戚なり知己なり朋友なりと揚言して意氣得々たり況はんや士官以上に至りては平素遠縁なりとして葉書一枚の往復だも爲さゞるものも某佐官と親戚なり某將官は同縣の出身なりとするも尚ほ榮譽として問はず譚りを爲すもの比々皆な然り之れを彼の自から其職を賤視して默秘するものに比すれば其差等果して幾何ぞや以て彼れと是れとを比較し威信之輕重を窺知するに足るにあらずや軍隊は國家の干城なり殊に今や軍國の時に膺り彼等を敬愛するは素より國民たるもの〻當然の義務なり然れども吾人は確信す司獄の業たるや又國家重要の政務にして軍隊と兩々相對して高低なきのみならず總ての政務に相對し勝ることあるも劣ることなきを則ち獄務の要綱は感化なればなり社會凡百の業務中難にして且つ尊きこと感化の右に出するもの何れにあるか吾人の寡聞なる未だ之を知らざるなり而も尚ほ世人の多くは此の榮譽ある司獄事業の眞價と趣味とを甜味する能はず社會の一隅に離隔して敢て尊敬を拂はざるのみならず却て卑下するに至ては慨嘆の至りに堪へさるなり是を之れ逆境の時機と言ふ然れども價値なるもの豈に際涯なく眞價を發輝せざるの理あらんや要は只時機を逸せざるにあり則ち彼の維新の足輕に學び智を磨き膽を練り德を涵ひ以て重荷を負擔するに足る人格を養成するにあり屈する勿れ逆境の友落膽する勿れ逆境の友勉乎勉乎

○誤解者に希望を陳ふ

光弘祐言

刑罰の執行は峻嚴にして苛酷なるものにあらず、峻嚴と苛酷は似て非なり、其差雲泥も啻ならざるべし、若し峻嚴を主張して苛酷に失せん歟、誤りの甚しきものなり、然れども實際に於て之を攝養し來れば往々其誤解者あるを見る、故に此に其例證二三を擧て大に猛省を希望せざるべからざるに至れり、

而して其例證とは予が先年或る監獄巡視の際、或る工場の囚人か戒護者に對して情苦を訴ふるを聞くに、自己所用の機具に斯の如く損所あり、之か爲に作業を勉勵すと雖、此損所に碍へられて意の如く働くこと能はず、故に此機具の取換へを受げざれば爲さんとするも科程を了するを得すと、然に戒護者は、如何にも損所は有れども我慢して繰るべし、作業は刑罰の要素にして、飽まで督勵するの權利を有す、若し科程を了せざれば惰役を以て懲罰に處せらるべし、刑罰の執行は最も峻嚴なる故に、情苦は採用する限りにあらずと、痛く之に譴責を加へたり、如何に作業は刑罰執行の要素にして、督勵の權利を有すればとて、現に機具の損所に碍へられて、意の如く作す能はざるを認めなから、其れを取換へすして、科程終了を強責するに至りては、恰も木に緣りて魚を要むるの類にして、斯の如きは刑の峻嚴と苛酷を誤解したる一例なるべし、

又或る工場に一囚人の伏臥し居るを見る、其所以を問ふに、囚人對へて云はく、再昨日より何となく病苦を感す、故に擔當看守に願つて醫士の診斷

を受ること二回に及びたるに、輕症にして服役に支障なし亦た服藥するの必要もなしと云ひ渡されたるを以て、其儘耐へて出役し居りたるも、昨夜は餘り耐へ兼て更に診察を受けたれば、矢張輕症の故を以て服役支障なしと云はれ、「アンピリン」一服を與へられたり、而して今朝無理に出役せし所ろ、發熱甚だしくして病苦に耐へ兼ね、迚ても役に就くこと能はされば、擔當看守の許しを承て伏臥しる旨を陳供す、予は此に於て素人目なから其容貌の虚病にあらざるを知ると同時に、其醫士の無情なるを感じたりき、依て之を其主治醫に語るに醫士は面色を換へ、聲を荒らげて云はく、彼れは性質陰險にて輕役を望むにあり、病氣は輕き風邪にて投藥の必要なし、斯の如きものに、叮重に診察を爲し、高價の藥品を與ふるに至らば、刑罰執行の峻嚴を缺く、囚人は普通良民に異り刑罰中のものなればなりと、されど予は素人目にも其病苦の重きを認む、請ふ同情を寄せて治療せられよと、縷々數言囚人に代りて再診を申込み置きたり、爾後其囚人は未た十日を經すして果敢なくも病死せしと聞く、是亦其一例なるべし、又或る監獄に於ては死亡者の葬儀（棺前敎誨）幷に追吊法會を輕視し、甚しきに至りては渠等犯罪者の亡靈は戰死者に異りて、國家社會に害毒を流したる者たれば追吊するの必要なしとて、之を排斥するものありと聞く、斯の如きは一往道理あるに似たれども、刑罰執行の本旨を知らざるもの、愚見と謂はざるを得ず、何となれば刑の本旨は罪惡を膺懲するに在りて、其人を憎む所以のものにあらす、況んや死亡者に於てをや、罪惡既に滅す、何ぞ之を永久に惡むべき理あらんや、然り而して其屍は優優として墓地に埋沒しありと雖も、親族故舊の訪ふものなく、其亡靈は未だ瞑する所なしと雖も、誰れか一遍の回向を爲すものなきは數多にして、斯る悲境に陷りしは畢竟其人、生前に於ける罪惡の招く所なりとは謂ひ、既に先非悔悟の緒に就きたる所の情態を覩し來れば、豈に同情一滴の涙なからんや、惟ふに葬儀と謂ひ追吊法會と謂ひ、皆是れ人生德行の要素にして、獨り亡靈を益するに止らす、幾多生存者をして、現實的國恩に感せしむると同時に、亦德性涵養の上に於て偉大なる利益あるを見る、於此乎古人の語にも、我れ言を以て向へば人言を以て受く、我れ行ひを以て向へば人行ひを以て受く、我れ意ろを以て向へば人意ろを以て受くと、されば刑罰執行の三大綱たる紀律、敎誨、衞生と雖も、獨り囚人の身上に於てのみ論すべからす、若し行刑の衝に當るものにして、規律なく、敎誨なく、衞生の注意なからんか、蓋し囚人に之を及ぼすこと甚だ難かるべし、抑も典獄の二字は、名義の如く、監獄の長官にして刑罰執行の主腦者たり、故に規律は此主腦者の体となり、敎誨は其右手となりて、衞生は其左手となりて、一致の活動を採らざるべからす、本來此三者は同体不離にして、一主腦者を分析したる名義たることを知らば、何れも相軒輊すること能はざるべし、要するに行刑の峻嚴なることを誤解して苛酷に失するが如きは、其人の腦識如何に起由すと雖も、兎角人情は浮薄にして、徒に權利を亂用し、强者伏弱の靡風に走り易きは、凡庸の習なれば宜しく之が拂除の途を講し、上下一致、內外和合して以て峻嚴なる刑罰執行の本旨に違はざらんことを期せざるべからず

統計

○明治三十七年九月末日現在全國在監人員表（△ハ減）

三十七年九月末日現在	男	女	合計	同年八月末日現在	卅六年九月末日現在	比較增減 前月ニ比シ	比較增減 前年ニ比シ
囚人	五〇、四四一	三、〇七八	五三、五一九	五三、四六六	五四、八八一	五三	△一、三六二
刑事被告人	四、二八三	二二一	四、五〇四	四、四八七	七、五四九	△一七	△三、〇四五
總計	三八一	三九	四二〇	四〇〇	二八九	二〇	△一三一

監獄別	別房留置人	乳兒	計	監獄再揭（留置場）
小菅	七二		七二	
東京	二	三二	三五	三八
市谷	七四		七四	
鴨巢	六七	六	六七	
橫濱	八四	八〇	一、〇七四	
浦和	五八、五八四		五八、五八四	
前橋	五七、五一七		五七、五一〇	
千葉	五八、四七五		五七、四七五	
水戶	六三、三六〇		六三、三六〇	
宇都宮	六二、一三七		六二、一三七	
長野	五三五	△一〇	五三五	△四六一
甲府	一、〇六	△一三	一、〇六	△三九
安濃津	六七	△四、七七八	六七	△四、七七八
名古屋	三五	△四、六二七	三五	△四、六二七
岡崎	一	△一四九	一	△一四九
靜岡	三	一	四	一
豐橋	二	一	三	一
所澤	一	一	二	一
阜	四	一	五	一
岐	一	一	二	一
福井	一	一	二	一
金澤	一	一	二	一
富山	二	一	三	一
新潟	六	一	七	一
宮城	一	一	二	一
福島	一	一	二	一
盛岡	二	一	三	一
青森	四	一	五	一
山形	二	一	三	一
秋田	六	一	七	一
都	一〇	四	一四	一
京	一	一	二	一
大阪	五三	一	五四	一
堀川	一	一	二	一
奈良	一	一	二	一
和歌山	一三	一	一四	一
神戶	一	一	二	一
岡山	一四	一	一五	一
廣島	八	一	九	一
山口	一	一	二	一
鳥取	一	一	二	一
島根	一	一	二	一
計	一四二	三	一四五	四六一

（備考）本表中外國人ノ事實ヲ擧クレハ左ノ如シ

三八人內　北米合衆國三、墺太利一、露西亞二、淸二五、韓七

○明治三十七年九月末日現在全國在監人員監獄別表

監獄別	國人	懲治人	刑事被告人	別房留置人	乳兒	合計
小菅	九三〇					九三〇
東京	六七〇	七	六二六		四	一、三〇七
市谷	一、二四七			一二		一、二五八
鴨巢	二、〇四三					二、〇四五
橫濱	一、四六五	二三	六六	三		一、五五九
浦和	八五四	一二六	四三		二	一、〇二五
前橋	一、一六八	一	六三			一、二三九
千葉	八八九	六	五〇	三		九四九
水戶	一、〇八五	六	一〇二	三		一、一九七
宇都宮	七四五	七	六〇			八一二
長野	一、三六〇	三	一三四			一、四九九
甲府	五三〇	八	三二			五七二
安濃津	八九八	二	四二			九四二
名古屋	二、〇九六	三五	一四二		三	二、二七六
岡崎	八四八	一	四三	三	一	八九六
靜岡	七一九	二	五六		一	七七八
豐橋	七〇四	四	三五		一	七四四
所澤	三二六	一二	四二		一	三八一
阜	五一九	五	三九		一	五六四
岐	一、二四七	二	五六		一	三八四
福井	一、四六五	一二	四二		一	九八四
金澤	八五四	一二六	四三	一	一	一、一二六
富山	三五五	一	二七		一	四五七
新潟	八九三	六	八四		一	九八四
宮城	一、〇八四	一	一七一	四	一	一、二六一
福島	一、〇三六	一	九一		一	一、一二八
盛岡	四〇二	二	五二		一	四五七
青森	四六四	四	三三		一	四九七
山形	七八三	二	五四	五	二	八四六
秋田	六二三	六	四一	二	二	六七三
都	一、四七八	一〇	一一		四	一、六〇三
京	三、〇〇九	五三	六		一	三、〇一五
大阪	二一三	一	五〇五		二	七七三
堀川	六四九	一	四三		二	六九六
奈良	一、九三六	一	七七	一	一	七五八
和歌山	七一四	一	四二		二	二、〇二七
神戶	九七六	一四	九四		一	一、〇七五
岡山	一、八八三	八	一六三	六	四	二、〇六四
廣島	一、〇六八	八	五六		一	一、一三
山口	二九八	二	三六		一	三三五
鳥取	二、〇九六	一	一四二		三	二、二七六

○明治三十七年九月末日現在全國囚人刑名別表（△ハ減）

府縣	計	札幌	函館	十勝	網走	釧路	根室	沖縄	鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	長崎	三池	高知	松山	高松	德島	江嶋	松江
總計	五三、三五一、九	八四六	八六三	五一	八七三	九五〇	一、〇〇六	二六四	七六五	三九〇	七〇三	七五〇	七〇一	一、五一七	一、五〇九	一、四三九	八〇七	一、〇八三	七五六	一、〇八三	七五六	八一八
男	四二〇	八	三								一	三		二	一		三〇	二	一	二	二	二
女	四、五〇四	二一八	一一八					五	七五	五四	一〇七	三六	四八	一六〇	二五九		六二	七六	一五	五一	四六	
同年八月廿六年九月末日現在	七四	八	三					一						二							三	
比較增減 前月ニ比シ	六七	三							三		一			五				一	一	四	三	
比較增減 前年ニ比シ	五八、五八四	九九六	七一八		八七三	九五〇	一、〇〇六	二七〇	八四三	四四五	八一二	七九〇	三七〇	三一四	一、七二四	一、七七一	一、四三九	八九九	七七四	一、一六三	八一三	八二二

		府縣	計	札幌	函館	十勝	網走	釧路	根室	沖縄	鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	長崎	三池	高知	松山	高松	德島	江嶋	松江
三十七年九月末日現在	男	總計	五三、三五一、九	八四六	八六三	五一	八七三	九五〇	一、〇〇六	二六四	七六五	三九〇	七〇三	七五〇	七〇一	一、五一七	一、五〇九	一、四三九	八〇七	一、〇八三	七五六	一、〇八三	七五六	八一八
	女		四二〇	八	三								一	三		二	一		三〇	二	一	二	二	二
	合計		四、五〇四	二一八	一一八					五	七五	五四	一〇七	三六	四八	一六〇	二五九		六二	七六	一五	五一	四六	
同年八月廿六年九月末日現在			七四	八	三											二						三		
比較增減 前月ニ比シ			六七	三							三					五				一	一	四	三	
比較增減 前年ニ比シ			五八、五八四	九九六	七一八		八七三	九五〇	一、〇〇六	二七〇	八四三	四四五	八一二	七九〇	三七〇	三一四	一、七二四	一、七七一	一、四三九	八九九	七七四	一、一六三	八一三	八二二

		府縣	計	札幌	函館	十勝	網走	釧路	根室	沖縄	鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	長崎	三池	高知	松山	高松	德島	江嶋	松江
三十七年九月末日現在	男	無期徒刑	一、四一四																					
		有期徒刑	三、四五八																					
		無期流刑	一																					
		有期流刑	七																					
		重懲役	三、二一四																					
		輕懲役	三、三〇五																					
		重禁獄	一																					
		輕禁獄	二																					
	女	無期徒刑	七四																					
		有期徒刑	三三五																					
		無期流刑																						
		有期流刑																						
		重懲役	四九七																					
		輕懲役	二四六																					
		重禁獄																						
		輕禁獄																						
	合計	無期徒刑	一、四八八																					
		有期徒刑	三、七九三																					
		無期流刑	一																					
		有期流刑	七																					
		重懲役	三、七一一																					
		輕懲役	三、五五一																					
		重禁獄	一																					
		輕禁獄	二																					
同年八月廿六年九月末日現在		無期徒刑	一、四七七																					
		有期徒刑	三、八一四																					
		無期流刑	一																					
		有期流刑	七																					
		重懲役	三、七七九																					
		輕懲役	三、五五八																					
		重禁獄	二																					
		輕禁獄	二																					
比較增減 前月ニ比シ		無期徒刑	一																					
		有期徒刑	二一																					
		無期流刑																						
		有期流刑																						
		重懲役	六八△																					
		輕懲役	七△																					
		重禁獄	一△																					
		輕禁獄																						
比較增減 前年ニ比シ		無期徒刑	一九六																					
		有期徒刑	一六一																					
		無期流刑	八二																					
		有期流刑	二八																					
		重懲役	三一八																					
		輕懲役	九三〇																					
		重禁獄	二、五六九																					
		輕禁獄	二三四																					

罪名	留置		八八六	三〇一	一、一八七	一、一九六	一、三六六△	九△	一七九
	刑		一二	一	一二	一四	二五△	二△	一三
	初犯		一七、八四六	一、九五〇	一、九七九、六	一、九七六	一、八七六	三〇△	一一
	再犯以上		三二、五九五	一、一二八	三三、七二三	三三、七〇〇	三三、〇〇五	二三	七一八
總計	計		五〇、四四一	三、〇七八	五三、五一九	五三、四六六	五四、八八一	五三△	一、三六二

備考　×ハ賭博犯懲罰ナリ

○明治三十七年九月末日現在全國囚人罪名別表（△ハ減）

罪名	三十七年九月末日現在			同年八月末日現在	比較增減		三十七年九月	前月比較
	男	女	合計	末日現在	前月ニ比シ	前年ニ比シ	中ノ新受刑者	增減
官吏ノ職務ヲ行フテ妨害ス	三三		三三	三〇	三△	四六	六	六
附加刑ノ執行ヲ遁ル	一四〇	一	一四一	一四二	一△	一△	一	一
貨幣偽造	六九	一	七〇	七〇	一	八	一	一
官印官文書偽造	一、四六七	三	一、四七〇	一、四六二	八	四〇	一五	七
私印私書偽造	一、六九八	三九	一、七三七	一、七一四	二三	二三	二三	六
偽證	六〇	三	六三	六三	一	一	一	一
賭博	一、八六一	八〇	一、九四一	一、八八四	五七	一、〇五七	一、〇九	一九四
謀殺	一、五七三	一八一	一、七五四	一、八三三	一、六〇〇△	一、四五△	一四△	一
故殺	一、〇七八	一四二	一、二九二	一、二五九	三三△	一四△	一四	一
毆打創傷	一、八二〇	五六	一、八七六	一、八四七	二九△	一四五	一四	一
墮胎	一七	四九	六六	六六	一△	一	一	一
猥褻姦淫重婚	二七三	四三	三一六	三一七	一△	一〇	一三	一
誣告及誹毀	九二	三	九四	九六	二△	一七	二	一
毀棄（文ノ三項ヲ除ク）	二四、三七八	一、〇〇五	二五、三八三	二五、三九五	二三、八一四△	一、七六九	二、三五四	二四
損壞シ動植物ヲ害ス	一二九	二	一三一	一三八	一七△	一四△	一〇	五
田野山林牧場ニ於テ產物ヲ盜ム	三九	一	四〇	四八	八△	一△	三△	一
屋外物盜（明治二十三年法律第九十九號）	四七六	一七	四九三	五四八	五四△	七九	六〇△	六
強盜	四、〇九九	一五一	四、二五〇	四、〇八三	一〇三△	一七九	二六△	一五
遺失物埋藏物ニ關ス	一八	三	二一	一九	三△	一四	二	二
詐欺取財及受寄財物ニ關ス	四、七六四	一五七	四、九二一	五、〇三七	一四六△	三四九	二六〇△	二六
贓物ニ關ス	六〇七	八二	六八九	七〇七	八三△	一三三	一四四	一三
放火	一、九三八	四九	一、九八七	二、〇四三	一〇△	一九	二四△	三
家屋物品ヲ損壞シ動植物ヲ害ス	九四	一	九五	九四	一△	一	三△	三
逮警罪並ニ廳府縣命令違犯	八八三	二九六	一、一七九	一、一七七	一八△	一九	二六	二
以上列記外ノ罪	一、七九一	六七	一、八五八	一、八五二	一三△	四七	六〇八△	八二
總計	三〇、〇七八	三、〇七八	三三、一五六	三三、一五六	二三、八四四△	一、七六三	二、八四四	二〇一

囚獄人保護育兒及感化事業

○岩手保護院成績概要

同院は明治三十六年一月より開院したるものにして本年三月末日までに收容したる人員は二十四人にして收容時の年齡は二十歲未滿九人二十歲以上四十歲未滿八人四十歲以上六十歲未滿六人六十歲以上一人なり內鄉里に歸りしもの九人獨立自活の途に就きし者三人行衞不明二人なり而して本年八月下旬の現在人員は七人にして院內寄宿者は二人其他の五人は主家に寄宿せり前科は何れも輕罪にして出獄後賴るべき所なき者親戚の許に歸るを羞つる者、歸鄉の旅費なき者家庭不良なる者なり、收容後の職業は大工、左官、桶結、木挽、瓦工、鍛冶工、經木工、竹行李工、柚木工機業雜業及婢僕にして退院自營の職業は左官瓦工雜貨商鍛冶職

菓子製造又は農業なりといふ又被保護者の得るところの賃金は毎月之を精算し所要の經費を扣除し剩餘は銀行に預入れて利殖を圖り保護解除の際還付するものにして同院に寄宿する者の一日食料及雜費は左の標準に依るものなりと

食料及雜費標準表

收得金　食料一食丈け　二食するもの　三食するもの

收得金二十錢以内の者　收得金四分の一　收得金四分の二　收得金四分の三

收得金二十錢以上の者　金五錢五厘　金十一錢　金十六錢五厘

收得金二十歲以内の者は雜費を免除し二十錢以上の者は各自辨とす

○大日本慈善協會の事績及現況

同會は宮井鍾次郎氏の主管せるところにして幼年犯罪者の出獄せる者にして相當の保護者なき者を收容し教場及工場を設け普通教師を聘し日用を辨するに足るべき學業を授け將來獨立自營の途を得せしむる爲め適當なる生産的工業を授くる處なり

從來東京府下神奈川埼玉兩縣下に於ける出獄者、東京市内不良少年及孤兒を收容したるも漸次其數を增加し現在規模にては狹隘を告ぐるに至れるを以て今日にては專ら幼年犯罪者の出獄せる者を保護することゝし多くは市谷監獄より收容するものなり明治三十年十月創立以來昨年十月まで收容せし人員は男百六人女十五人にして巢鴨監獄より二十四人、市谷監獄より十一人、横濱監獄より二人、横須賀分監八王子分監川越分監より各一人小菅監獄より九人にして其他不良少年三十一人孤兒三十七人なり昨年十月まで得たる成績は左の如し

音樂隊となりしもの	九人
洋服業となりしもの	二人
牛乳配達となりしもの	二人
府下に奉公せしもの	二十五人
父母に引渡せしもの	十七人
菓子商となりしもの	二人
他府縣へ行きしもの	七人
死亡せしもの	四人
逃走せしもの	九人
外に保護せらるゝもの	四人
現在	四十八

昨年八月幼年出獄人のみを保護救濟することゝし以來今日まで收容したるは四十七人にして現在三十五人なり宮井氏の語るところに依れば從來巢鴨監獄より引取たる者は十分の八は成績良好にして昨年八月より今年六月までに市谷監獄より引取りたる者は三十三人にして十分の九は成績佳良十分の一は逃走したるものなり尙同氏は十分の一彈の不良者に止むること困難にあらずと云へり、同協會の維持費は工業及音樂幻燈隊よりの收益金有志の寄贈金及同協會より月三回發行せる慈善主義てふ小雜誌販賣より生ずる益金なりとす工業は洋傘柄木板製造及抄紙業なりしが洋傘業は時局の影響を受け販路縮少し持續の不利なるより之を廢し更に全部を抄紙業として巖紙を製し監獄其他有志の購買に應しつゝあり又今回有志の同情を得て本月一日より活版工場を設置し漸次に事業を擴張し廣く印刷物の需用に應じ感化事業の膨脹と共に經費

補收の道を講ぜんとする考案なり雜誌慈善主義は大に世人の同情を得本年四五月頃までは發行部數一萬に達し將來頗ぶる有望なりしに一朝交戰の機運に遭ふや俄に購讀者の數を減じ殊に軍人社會に於て一千七百餘の購讀者を失ひたるが爲め經費回收の上に多大の影響を蒙り尠からず苦心せりといふ因に宮井氏は明治二十一年より慈善事業に志し爾來各方面に於て斯業の發展に盡すこと少からずと有志の人士市井の孤兒に同情し同會製作の淺草紙を購ひ若くば紙片襤褸新古新聞紙雜誌書籍の類を贈らば事業の遂行に利すること大なり

海外通信

九月二十一日認　紐育市　別天生

僚友各位、日月の流るゝこと矢よりも早しとは今更の如く感じ申候昨は苦熱に喘ぎて幾度か氷店に口を濡したるに今は早や公園を散策すれば落葉片々として帽底に懸り颯爽たる青年男女の談笑の聲喧しく如何にも愉快氣に語り會ふ樣は一層秋の淋

しさに搗て〳〵加へて小生をして懷郷の情を起さしめ申候、當地此頃の日和は所謂我最愛なる故國の小春日和にも似たらん如く夜は即ち讀書に可なるの時節に御坐候各位の起居動靜果して恙なきや否や小生も客月當地に着以來一二週間は見るもの聞くもの一として異樣の感に打たれざるはなく空々寂々に日を送り候もの〳〵此項に至りては漸く勝手元も相分り極めて健康に及ぶ限りの力を盡して研究致居候間幸に御安神被爲下度候

當地所在の監獄感化院免囚保護等に就ての取調も漸次其歩を進め申候に付來月よりは附近の費府に抵りて有名なる東部監獄を視察し中旬頃「エルマイラ」に赴き度考に御坐候同地には凡そ一個月餘も滯在仕り親しく研究調査の上「オーボルン」の歷史上由緒ある大監獄を視察し再び當地に戻り更に歩を轉して「マサッチユーセッツ」州に赴き度心組に御座候

御承知の通り米國の刑事制度は極めて亂暴不規律なるものにて金さへあれば微罪は容易に之を逭れ得べく且又多くの犯罪に就て罰金、自由刑擇一の權を被告人に與へて金なきときは入監するの幸福を得るものに御坐候小生は莚に入監を以て幸福と斷言致居候そは慥に一の實例を擧げて證明可致候當市に有名なる富豪家「トーマス、ジエー、キーナン」なるものあり彼は南「ブルックリン」と申す所に二軒の家屋を所有し自己はベルシエン街に住居致居候所此頃に至り彼所有の家屋は衞生に適せざるものなりとの條件を以て速に改善すべき旨衞生委員より彼に說示したるに彼は之に反抗して改めざるを以て終に法庭に訴へられ十日の拘留若くは二十圓の罰金二者擇一の自由を與へられたり、不動產所有の先生、勿論二十圓の罰金を拂ふへきことゝ思の外監獄に行くべきを斷言し法官も雲時事の意外に驚きたりと謂ふ、二十圓の罰金よりも拘留の方可なりと思惟するは少しく常道を逸したる感有之候得共利に敏き彼の胸中早くも監獄內部を覗破して拘留の幸福を獲たるものに御坐候昨二十日朝餐後例の如く新聞を閱讀し居る內に「日本人名譽の爲めに入監す」と題したる記事有之讀みもて行く內に一種の面白き感想を起し申候、其記事に曰く日本人「ヤリモリ」（小生は其人を知らず日本人の姓としては少く奇なるも西洋人は日本人の姓を呼ぶこと極て困難にして其發音を誤るの例多し日本の黑木大將は彼曰く「キユーロッキー」なりと依て姑く洋字に依て其發音を揭く）なる者下宿料九十八弗滯りたるを以て訴へられ終に未決監に抑留せられたり彼は不日にして日本より送金あるべきか故に其上支拂はんとの由なるも終に未決監に入れられたるものなる趣然るに新入監の同房者一名を得たり監守の房戶を閉鎖することを忘れたるに乘じ同房者は切に逃走の容易なることを勸誘したるも日本人之に應せず予は予が名譽を維持せんが爲めに飽く迄入監せんと言放て聞き入れ〳〵の氣色なく翌朝に至り看守長昨夜房戶の開き居ることを覺り段々取調べたるに右の次第明白なりと謂ふ、何と面白き事に候はずや、彼れ新聞記者は日本人の特質を賞揚せんとの下心ならんも小生の眼よりこれを觀れば果して其日本人は名譽の爲め脫走を企てさりしや否や頗る疑を容るべき餘地有之或は遙に入監して下宿料なきを好みたるに非ざるなきやの邪推を廻し申候其日本人の思想何れに在りたるやは兎も角別問題として房戶の閉鎖を忘れたる粗忽次第にて大凡そ取締向の如何おも想像被致候

當地附近のシングシング監獄も視察致候處如何にも房の暗黑にして狹隘なるには驚き入申候四人の作業に勉勵ならざること、總ての動作に於て不規律なること論外にて小生共の眼より觀察すれば殆と監獄たるの實質を備へざるものと存候約千二百を拘禁するの大監獄にして作業としては靴、裁縫ブラシ製造、舶車工、大工等約七八種にして總へて監獄用品に限られたり是れには謂はれあることにて往年マット製造の爲め二三百囚を使役したることあるが爲め民業に影響すること少なからずと千八百九十七年に法律を發布して監獄作業に制限を加へたる結果とて何れも作業不振の狀況に有之囚人の或部分は彼所に漫步し或部分は鷄を過ひて戲れ看守と雜談するものあり時ならぬに林檎の立食もありて又看守は之を制せんともせず此の如き狀況は小生の日本監獄を視察したる眼には實に喫驚の外無之、讀者も亦意外に感せらるゝことゝ

存候

偖該監獄は固より不良監獄たるには相違無之候へ共日本監獄の及ぶ能はざるもの數點あるを感知致候試に左に列記して諸氏の御參考に供すべく候

(一)吏員の少數なること　典獄看守長書記敎誨師醫師各一名看守七十名を以て此千二百四の大監獄を支配せり試に之を我監獄に比觀せば如何に吏員の少數なるかを測知し得へし少數吏員を以て監獄を支配するの趨勢は將來に於て必ず來るへき問題なりと信じ申候

(二)書籍館の設備完整せること　今、書籍館に就て之を觀るに書籍の部數一万有餘に亘り歷史小說、傳記、記行等新刊の書籍も殆と之を網羅し且巧に分類を施こし囚人は其の如何なる書籍をも之を借覽し得へく借覽日は各房に依て異れりと雖も其日を一定せず其他囚人の敎育を重んずること一方ならず流石は米國監獄と感服仕候

(三)醫事衞生の進步せること　房は暗黑狹隘なりと雖ども概して構內清潔にして殊に醫術室藥局の整然として秩序を保ち一品だも散在するあるを見ず病室の如き殊に清潔を貴び寢布は每日之を換へて清淨無垢の寢床と爲し浴室は傍に在て何時たりとも必要に應じて灌水浴を爲さしむ外科室眼科室屍室何れも皆一點の塵だも無く斯の如く完整せる醫局は予の曾て見ざる所なり每朝診察を施すもの五六十人の範圍にして約一割は投藥の必要なきものなりと謂ふ現に病監に收容せらるゝ者十七名にして一日平均(一年間)の收容者は三十七なり死亡者は本年に至りて七名一年間の死亡者約十名を出でざるべし、炊事場の結構も壯大なる機械を備へ付けて麵麭燒を爲し傍に千二百四を容るゝの食堂ありて整然たり予の巡視したる當日の晝食は「スチユー」にして分量極めて多く且之を味ふに美にして遙に下宿生活に優るものあるを覺へ候

以上は所謂不良監獄に在ても著しく進步せりと思惟したる大綱にして其內容の詳細に至つては他日また詳細に報道するの機會可有之と存候得共兎に角卑見に依れば我監獄は大体に於て醫師敎誨事務の著しく劣りばへあるを感知致候將來は此點に就て尙一層の改善を施すの必要可有之米人の考にては醫術敎誨の事務さへ擧れば最早監獄は改善せられたるものなりとの思想否斷言さへ爲す者有之申候儀に之は眞理の歸する所にして刀筆の事務獄內の紀律の如何の如きは此國情に在ては何等の價値なきものに御座候予は米國の國情より之を觀察して左程怪むに足らざるを發見し此不紀律の間にも自ら妙味あるを覺り申候、決して不紀律なりとて一概に擯斥すべきに非ず不紀律に見ゆる眼の裏に一定の紀律ありて此の爲めに彼等は自然薰化せらるゝ道あるを知るに非すんば極めて奇怪至極の監獄と見るの外無之候尙此件に關しては詳細に論及致度存候へ共餘り長文に涉り可申に付餘は次號の雜誌に相讓り可申候

海外に在る小生は本國の監獄事情を知らんが爲めに協會雜誌を繙き度感情一層切に相起り申候希くは七月以來の分左記の場處に充て御發送被爲下度是は特に宮下兄の御配慮を仰き度候本年中は田舍廻りを爲す心組に候へ共無論左記の番地にて宜しく且自然會員中御用の御方も有之候はゞ左記に御宛て被下度候

330 E. 57th St. New York City

N. Y. U. S. A.

乍末筆小生の出發前に際し特に懇情を寄せられたる諸君に對し一々御挨拶可申上筈に候へ共或は時々の報道は本誌の餘白を借りる事も可有之或は思ひ掛なき時思ひ掛なき場所より諸君の机上に一書を置く場合可有之其邊は一切萬事小生の氣儘に御一任の程御寬容願上候

目下軍も今や將に奉天を陷れんとし國威赫々日に益々揚るの好機外遊の小生如何計りか樂しかるべき「ハルロー、バンザイ」の聲は到る所小生の耳朶を動し申候左りながら死傷者の悲慘を想ひ轉た凄婉の情に堪へざるものあり日軍大に勝て平和の局を結ばんこと神かけて祈り居申候次に我會友諸氏の健康に勵精ならんことは是れ又切に祈る所に候敬具

藤澤氏宛の書柬

拜啓秋冷之候益々御淸適被爲遊候御事と奉存候小生義も着米以來研學仕居候間乍慮外御安神被爲下度候扨當地に參りて未だ十分の觀察を遂げたりと

申す次第には無之候へ共紐育市及費ラデルヒヤ共何れも未決監の構造は分房組織に有之全然已決監と分離せしめたるは勿論の事其取扱方法に至ても大に之を異にし未決監に對しては純然たる無罪者を待つの法十分に勵行せられ之を我邦の半ば刑の執行場たるが如き未決監の處遇とは趣を異に致し居り申候御承知の通り全体に於て歐米人の分房に對する感念は全く恩惠的にして平常家居の法なた是れ一の分房たり從て特に或犯罪嫌疑の爲め未決監に拘留せらるゝとも恰も一時下宿書生の下宿を移轉したるが如きものにて室内には自己の所有品を以て裝飾を盡し或は繪畫あり或は寫影あり或は慰籍の書籍あり一々華美に展列して以て監獄たるを忘るに至る彼等未決囚の多くはなた好んで室内に於て勞作を執り男子は靴裁縫或はブラシ製造等に從事し、女子は編物、靴下繕等を爲し總べての點に於て家居と異るなし之を我邦の整然安座せしひるの未決待遇の法とは異にし全く無罪純白の主義を以て待つの組織に御座候相方對比して之を思考するときは我邦未決監の狀態は全く緩和なる刑の執行場として觀るを得へく雜居組織に在ては免れずとするも彼の無意味の安座勵行の如きは全く之を廢し或は勞作せしめ或は其他の好方法を採られたきものと考へ居り候

八王子女監の設備も追々御整頓の事と奉存候何れ其の内女監に就て當地の模樣も御參考迄に一報可申上候

出發前御送付に預り候建築落成の「メタル」雛有拜受奉謝候當地の典獄抔に分與致し候處何れも大喜びにて内には先方より進んで贈與を受けたし抔申出候もの有之候此「メタル」は意外の好評にて日本監獄は定めし立派ならん抔噂し一度實見致度しと唱へ候甚だ申上兼候へ共尚四五個有之候へば御贈與に預り度奉希望候東京監獄の鼓吹として最も好材料に御座候若し御手元に有之候はゞ至急御送付願度宛名は左記にて且小包にて御郵送の程奉願候餘は後便に讓り先は右迄得貴意度候敬具

紐育市にて　　印南生

十月十一日

藤澤老臺待史

小生宛名

Mr. O. Innami.

330 East 57th st. New york city.

N. Y. U. S. A.

雜錄

○長崎便り

防東山人

東京便りに眞似長崎便りと題し一こと御報申上候乍去御斷り致候事は斯界に令名隱れなき別天將軍及其後を繼承し鐵筆を振はれ候畏友香川兄の東京便りに比較御覽被下候ては一猪一龍天淵懸絕何等價値なきものにて徒に貴重の誌上を瀆すのみに有之其御積を以て御一讀の榮を賜り度不堪切望候却說山人は或る手續に依り頃日某地の監獄より放免せられたる一人より左の事實を聞得致候其逃る處別段耳新らしき事項にも無之且一圖に信用も致兼候得共幾分參考の價値なきにあらざる哉に被存候彼れ語て曰く「自分が受刑中感じましたのは初犯者と再犯以上の者との監獄にある心意氣の相違にして初犯者は概して悔悟の念著しく監房内に於ても靜肅にして居る方でありますが再犯以上の或者になりますと看守者の隙さへあれば雜談をなし其語る處は盜術詐欺の手段等自己の犯罪の經歷を喋々し競ふて術策の巧妙なるに誇り進んでは出獄後の犯罪計畫を謀議し改悛の狀とては毫末もないので看守者に於て制止を加へますと陽には服しますしても一たび看守者が其場を去りますと何を八ケ間敷云ふ木葉官吏が自分等は今監獄へ稅金納に來て居るので稅金の納付が濟んで自由の天地に出れば雄飛活躍意の儘にて十圓や二十圓の端た金には目はかけぬなどと之を痛罵し其語る處云ふ處のものは各自の功名談にて失敗談は自己の僧劵が下るから一もやらぬ丸で御話にならぬ始末で監獄に這入てこそ初めて監獄の實相が分りますす當局の吏員方も其邊の御察しは充分あることでありますすなれども實際の亡狀は又豫想の外で到底常人の思ひの及はぬ處と考へますす然るに再犯以上のものが其割合に雜談等にて所罰者が少いのは其やり口が上

手で巧に看守者の隙を窺ふので又監房巡警などは一方の端を巡警せらるゝときは一方の取締はつきさせぬから無理からぬ次第と思ひなす斯様の狀態でありなすゆへに萬一監房の配置に注意を缺き初犯者と再犯者とを同房せしむることがありなしたなら其罪惡の傳播は實に恐るべきで假令如何に困難があり なしても初犯と再犯以上のものとは嚴に監房を別異することが必要と信じなす又彼の無籍者で初犯者にばけて居るものがありなすが之は獨房することが最も緊要でありなす彼等は前科數犯あるか又は他に犯罪ある所謂監獄通の奴で再犯加重等を免るゝ爲め原籍氏名を僞つて居るので是等が同房者に及す害毒は容易ならぬので中には原籍地へ犯罪の知るゝのを避ぢ之を隱蔽する手段として原籍を僞るものもあるかなれとも此種のものは雨夜の星で實に寥々たるものでありなす而して斯様のこと申立るも如何と思はれなすが當時の行刑の主義は感化と云ふ方に重きを置るゝことで其主義を基礎とし遇囚諸般の設備が出來て居りなすが之れは初犯者には必要かも知れなさせぬが再犯以上の輩に對しては寧ろ懲戒的に即ち身体に痛苦を與ふる方法を取り刑罰の恐るべきことを感知せしむるが必要かと信じなす再犯以上の者になりなすと目下の監獄生活は何等の苦痛を感せぬ様の始末で前に述べなす通り入監するのは恰も社會良民が納稅の義務を負擔する如く心得て居るので又其位の考でなくば再三入監する様のことはあるまいと思はれなす懲戒的に身体に痛苦を與ふる方法とは此頃臺灣新領土には笞刑が行はるゝとかのことでありなすが再犯以上の者に對しては笞刑の如きが却て効驗があると信じなす現に自分と同一場に居りたる習慣犯者は受持看守の内一人手嚴しく取扱はるゝ人が居られなした際は到底自分等は辛抱が出來ぬとこぼして居なしたが本年五月召集になりなして入營せられ極めて温厚なる御方が後任となられなしたところが彼等は双手を擧て喜び以前の受持が居たなら二度と此監獄には來てはならぬと覺悟して居たが斯様な温厚なる後任者を得たり今から幾回來るも心安しとなせり其人物を評せば前受持は懲戒を主とし後任者は感化を主とせらるゝもの〳〵如く認められなした再犯以上の者と雖とも比々然りと云ふ譯にあらざるも大勢以上の如しで是等の種族に對しては感化と云ふよりも懲戒的に身体に痛苦を與へ監獄は恐るべき場所である再び來ることの出來ぬものとの觀念を懷かしむるが必要と思はれなす就ては治獄のことは初犯者に對し最も重く力を用ひ其再犯以上の者に就ては余り骨を折るには及ばぬ次第かと察せられなす其から戒護者の言語應對等が檢束感化の上に及しなす影響は實に偉大なるもので申すまでもないことでありなすが在監人と雖ども同じく人で靈性を具へて居りなすから理も非もなく頭ごなしにせられ殆んど犬猫視せらるゝは取締上甚しき弊を生ずるので萬一右等不條理の取扱がありなすと更員と囚人との間は吳越の怨を懷き囚情の不穩となり反抗となり幾多の憂ふべき狀態に推移するので此點は上官にあつては常に其旨を切に訓示せられつゝある次第なるも實際其局に當る看守の方々がなか〳〵訓示通りに踐行せられぬ場合が多くありなすので此點は深く注意を要すべき事柄と存じなす又都合あり て制止を加へ說諭をなさるゝ場合にも可成簡短に明瞭になさることが肝要で人に由りましてはくだらぬことを長々と說き立て之を以て事の宜しきを得たりとなし心服せしむるの手段と信せらるゝ方もある様なれども在監人の頭には一寸も其は難有ないので甚しきは之れが爲め却て言葉尻を押へられて思はぬ不覺をとらるゝことがあるのでありなす而して看守者の内上官に重く用ひられぬ即ち信任の薄い方々は自己の不平を在監人に洩し且其批判をなさることが多いので聞くとはなしに種々の事柄を聞知しなすので此點は甚しき弊害の一と信じなす其他更員相互間の惡說なか〳〵盛なるもので戰報號外の如き直に其日全監に知れ渡る有様で鋭敏なる在監人の耳には甲より乙に乙より丙に相傳へ其迅速なること神變測られざるものあり此邊も篤と取締を要すべきであろうと思はれなす又上官が追々在監人の面前に於て下僚の不注意の點を指摘叱責せらるゝことを見受なすが之は實に上官にも似合しからぬなされ方にて爲に下僚其人の威嚴を失墜することは甚だしいもので隨て其命令

を重せず之を輕侮するに至るので心ある在監人は必ず窃に其處置を嘆息して居る樣な次第でありまする右は感じました重なる點を述べましたので貴下（山人を指す）御奉職の監獄などには右等の不取締は萬々なかるべしと信じますが監獄の實相は具に經驗の苦みを嘗て始めて之を知ることが出來ますので目下當局の吏員方苦心慘憺して治獄の實績を擧んと努められて居りまするなれども今日の狀態では監獄は恰も犯罪學校の觀ありと云ふも敢て誣言でなかろうと信じまする云々」右は聞得せし儘を綴りたるものにて果して今日監獄の實況右等犯罪分子の納稅所たるか否やは斯道に經驗を有せられ候諸賢の御判斷に一任致候其述ぶる所或は過激に或は誇大に涉り候點あるは推知被致候得共其は其として多少吾人に敎訓を與へ候節は慥に有之哉に被存候別段妙味もなき事項に候得共聞知の儘御報仕度如斯に御座候敬具

○監獄報告に關する偶感一束

進藤正直

△自署　月報や年報などを見るに、其名を自署して居る向は僅々十指を屈するに過ぎぬ、或は自署などゝ云ふことは徒に形式に拘はる裁判所流であると冷笑し、或は又假令之が可いことにもせよ、監獄の如き繁劇なる事務の處に在ては、月報の樣なものにまで自署することが事實困難であると言譯する人もあるかも知れぬが、併し已往數年の經驗に依れば、凡そ報告諸表に其名を自署せるものの殆ど九分通りは、其調査が概して精細正確である其反對に、自署なるもの〳〵多分は不備不正確等の非難を免れない樣である、要するに自署其ものが一見形式に過ぎぬ樣ではあるが、其實其有無に由りて其が內容の良否を判斷するに足るものあるが如し、乃ち自署の妙用報告の事に於て一層其緊切なるを覺ゆる所以である。

△代筆　自署に就て近來一種奇妙なことが流行て來た樣である、一種の流行とは自署の代筆即ち之で、是れは獨り報告に限つた事ではないが、記名者が自署した風に見せて、其實他人が本文と手を異にして其名を代筆したもの、之をば今假面的自署とでも名號しやうが、之ほど天下に愚な無用な實際は甚だ案外で、何十表あつても必ず一表毎に記名する向が過半數を占めて居るから感心せざるを得ぬのである。

△別表　一事件又は一表毎に別紙に調製す可しとは、監獄報告例汎則に明記してある處なるにも拘らず、一枚の紙に二表以上假令ば月報第二表月末囚人の罪名と第三表同年齡とを、或は年齡表と上訴人員調とを一枚の紙に記載する向が近來段々殖へて來た樣である、監獄の側から言ふと用紙印刷の都合等もわりて、一枚の紙にて間に合ふものは可成間に合はした方が便利ならんも、規定の上から嚴格に之を言へば、是れこそ明に訓令違反なるのみならず、實際本省に於ての整理上甚だ不都合を感ずる次第であるから、是れは必ず別紙に認むる樣に特に統計主任諸君の注意を希望する。

△進達　月報と云へば每も彼の留置場なる厄介者が聯想されて、之を期限までに纏めて報告する其心配は決して容易ならぬ儀と同情に堪へぬ處であるが、併し月末現員等の調は本省に於て事務上時時入用を生ずるものであるから、若し進達が遲く

業はあるまいかと思ふ、尤も中には不得止場合もある可けれども、注意して見て居ると殆ど規則の樣に所謂代筆を實行して居る處がある、左る向の書類に限て不思議に又間違の多いものである、此の如きは實に形式に泥むの甚しきもの、寧ろ滑稽至極ではあるまいか。

△添書　報告諸表に目錄を添付する向は此節餘程減て來たが、併し未だ三分の一以上はある樣である、添書があつたからとて固より規定違反などゝ云ふ譯ではないが、監獄報告例汎則の示す處では目錄などそんな面倒なことは、決して其要求する處でないと思はるゝから、苟も無用の手數を省略せむとする向は、遠慮に及ばず添書の廢止を實行せられては如何、或は一表毎に記名するのは却て面倒であるからと云はるゝかも知れぬが、汎則の上では『紙末又は冊尾へ年月日宛名を記入し長官署名捺印す可し』とありて、一時に數表提出するときは之を一括して最尾の一表にのみ記名すればそれで良いことになつて居る、苟も其局に當て居る人にして、此事を承知して居ぬ筈はなからうが

るゝと其分は不得止前月分を便用することになり隨て或は多少其監獄の不利益となる樣な場合も萬ないとは限るないと思ふ、此故に留置場の分は便宜の方法に依りて、出來得る限り速に取纏むる樣注意す可きは勿論、既に整理した上は期限なぞを待たずに、一日も早く進達するが得策であると思ふ、蓋し進達の遲くるゝ處は大抵極つて居るが、氣の利いた處では若し警察の分は期限なぞに纏らなかつたときは、其分は後廻しとして監獄の分だけを報告する、斯くすると本省にても大に都合良く又其監獄にては餘計な催促なぞ受けずに濟み、雙方甚だ便利のことゝ考へる、但だ此場合には表尾其旨附記することを失念してはならぬ。

△罪名　月報第二表罪名の記載方は、樣式に列記したるだけの罪名を揭出し、列記外のものは總て之を其他の項に合算する趣旨なるが、或は之を年報刑名表と同一の記載方に依り、或は又宣告書の罪名毎に細出する等、兎角違式のものがあつて困る、改正樣式の實施も既に久しきことなるに、尙斯くる間違の絕へぬと云ふのは、眞に遺憾の次第であるから、統計取扱者は充分の注意を要するのである、是れは又別問題ではあるが、同表欄外に附記する新受刑者の罪名別人員は、注意深い處では別紙に調製するか表尾に附記して居る、勿論餘白の都合にも由ることではあるが、下欄は概して製本の際に數字を切去らるゝ處なき能はざるが故に同じ欄外と云ふても、上欄に記載するか乃至は合計の欄にでも朱書ありたいのである。

△空欄　凡そ記載す可き事實のなき欄に、規定の縱線を塡充して居ぬ表ほど、目障りにも不安心なものはない、蓋し空欄の箇所は一見事實の脫漏に非ざるやを疑はしむるのみならず、其表式に由りては假令欄違等の誤記があつても、或は終に發見することなくして濟むと云ふ樣な危險もあり、旁記載す可き事實のなき欄には、必ず一を塡充するを以て製表上の法則として居る所以である、乃ち空欄の有無に由りて其が製表者の素人か黑人かも判かる譯であるが、監獄の報告中には間々此點の注意に缺くる向あるは遺憾のことである。

△訂正　統計上の數字も會計上の數字も數字其もの〻價値に於ては、何等差違あるものに非ざることは勿論なるが、唯夫れ之に對する取扱者の感念に至ては、兩者の間頗る親疎の別あるもの〻如くに感せらる、蓋し訂正の跡は最も能く此機徵を物語るものであつて、假令は收支計算書等の會計書類に在ては、唯厘位一字の訂正を要するときと雖も尠くともコンマ以下の全部即ち錢位拾位との都合三字に朱線を施したる上、其右傍に訂正數を墨書(朱書の場合は朱書)するの例になつて居るが、亂て統計の方は概して訂正を要する數字の位置如何に拘らず、唯其數字だけを一寸傍に書くか、又は原字の上に筆太く書き直すか、乃至は膏藥貼り等を爲すも敢て怪むものもない樣な有樣であるから動もすると訂正の數字が不判明となり、或は三位のものを二位に見誤らるゝ樣なことが實際珍しくないのである、統計取扱者にして若しも會計取扱者の心を以て心とし、眞實數字に對する親切心を有たれたならば、此の如き粗末な訂正の仕方は、間違ても出來るものでなからうと思ふ。

△端數　年報中一位未滿の端數は其表に由りて之を揭出するものと、揭出せざるものとの二種ある而して其揭出せざるもの〻記載方に就ては、汎則第十條に「一位未滿の端數は四捨五入の法に依り一位に止む可し」とありて、意義分明なりと信ずれども、茲に意外の誤解ありと云ふは右の末段一位に止む可しとある其一位をコンマ以下一つの義に解釋し、假令ば彼の監獄の地所及建物表中平均の欄を除き他の坪數は皆坪に止む可きを、手數至極にも坪以下一つ即ち合せて揭出して居る向がある爲めに此端數を四捨五入の法に依り、一位即ち坪に訂正するの手數は是れ亦大なるものありて、整理上甚だ困難を感ずる次第である、放免四人の體量表、作業延人員及工錢表等同斷。

△說明　表中の事實にして前年に比し著しき增減あるものは其理由を表尾に附記することになつて居るが、凡そ此說明と云ふことが頗る巧拙のあるもので、下手な說明はあつて却て迷惑する場合のなきにしも非ざるも、經驗に依れば其巧なると將た拙なるとを問はず、苟も說明の叮嚀に書いてあるものは、概して表其もの〻出來榮も良い樣であ

る、蓋し製表上の注意周到に、且つ數字に對し親切なるものにして、初めて說明の叮嚀をも期し得らるゝのである。

○火車米の購入に就て

米麥價格騰貴せるより近來火車米を用ゆる監獄少からざるが往々火車米の品質產地等を詳にせざる向もありて其筋へ問合せらるゝもありとのことなるが過般神戶監獄に於て調査したる處に據れば火車米は一名「ベンゴール」米又我關東地方にて「チンラ」と稱ふるものにて暹羅西貢及ベンゴールに產出するものなり米麥の名稱は多くは產地を冠し稱ふるものなれども火車米は我國へ輸入の初に當り袋に火の車の章標ありたるより自然取引間に於て火車米と名くるに至りたるものなり我國民間の需用としては讃岐阿波美濃尾張等の地方を最とし主として神戶大阪橫濱長崎に輸入せらるゝものにて明に其輸入石數を知るを得ざるも神戶港に於ける現在數量は約四万袋（一袋七斗入此石數二万八千石）なり普通取引の品種は籾、小砂等の混淆せる粗惡品にて現今價格一石六圓四十一錢なり若し精搗し得る監獄に在りては其粗惡品を購入するも可ならんも精搗し得ざる監獄にては籾小砂を除去したる精撰品を購入するを要するを以て價格も亦七圓八拾錢內外に至るべしといふ又同米の輸入は饒多にして從來歸底せしことなし故に監獄の需用に應ずるも供給力に差支を生ずることなかるべしと

○熊谷分監の拘禁者

種類の變更

川越分監の懲治人は漸次其數を增加し收容場の狹隘を告ぐるに至りしを以て今回新に熊谷分監を懲治監に指定せられ從來川越分監へ移送せる前橋監獄懲治人及び千葉水戶宇都宮の各監獄に生ずる懲治人にして懲治期六月以上の者を收容することゝなり本月十日より夫々着手せられたりといふ曩きに川越分監の懲治人收容所に指定せらるゝや典獄以下職員諸氏の熱心に依り現に好果を得つゝあるあり今また新に幼年懲治人矯正のために此快擧ありたるは吾人の贊同して止まざるところなり

○休職看守復職の際俸給支給に就て

休職看守は部隊解散若くば除隊等召集を解除せられたるときは解除と同時に當然復職すべきものなる旨監獄局長より通牒せられたる由なるに拘らず往々奉職官廳へ歸還したる日より普通看守俸給を支給すべきやとの疑問を抱ける向もありとのことなるが召集解除は奉職官廳へ歸着せざる前即召集を解除せられたる後始めて歸鄉するを普通となす故に部隊の解散若くば除隊せらるゝや直に休職の事實消滅し復職となるものなれば看守俸給令に依り復職の翌日より普通俸給即ち休職當時の俸給と同額の俸給を支給すべきものなること勿論なり

○刑期通算方に就て

一罪判決後餘罪發覺し後判の刑前判の刑より重くして更に之を論し通算執行するに當り前發の刑執行中に係るときは前判宣告の日より起算し後判の刑を執行すべきや又は後判宣告の日より起算し後判の刑を執行し執行を了したる前判刑の日數を控除すべきやとの疑問に對し後段意見の通り取扱ふべき旨訓令せられたりといふ平年閏年に依り出獄期日に一日の遲速を生ずるを以て局に當る者は注意を要すと

○懲罰金徵收手續の改正

從來罰金科料過料沒收金訴訟費用等は裁判確定するときは納人の狀態如何に拘らず納人に對し納入告知書を發するの順序なりしも換刑其他の爲め之を取消し無用の手續に終るもの多數なるより今回其手數を省略するの趣旨を以て裁判所檢事局の歲入金取扱規程中を改正せられ衙事件主任官に於て常に納人の狀況を査察し徵收の目的を誤らざるの趣旨を通牒せられたりと云ふ

監獄協會記事

客月十六日例に依り茶話會を開きたるに小春日和の閑けさ殊に當日は前回よりの宿題となりし出獄婦女殊に密賣淫婦の救濟方法に就て討議あるを以て會員の多數は早くも場に滿ち歡談湧くが如きの盛況にて午後一時より高木光久君の所感に就て講

話あり終て宿題の討議に移れり當日來會せられたるは左の如し尚左に討議の要領を摘錄して一粲に供す

石澤　謙吾　木村　通久　藤澤　正啓　豊野　胤珍
眞木　喬　千頭　正澄　堀内　久保　佐藤元次郎
有馬四郎助　高木　光久　和田千松郎　西村駒治郎
奥井　太郎　中谷　一夫　青木七太郎　林　文平
渡邊　武太　杉田　辰敬　横溝　五郎　鈴木金太郎
川畑　宥海　石井　繁八　古垣宗次郎　大塚安太郎
栗原權左衛門　風間國太郎　松宮　政賀　鈴木　鍋治
布川　留吉　留岡　幸助　原　胤昭　同　夫　人
山科　凌雪　目黒與四郎　溜　峰次郎　内田　藤作
愛甲　昌藏　津之地佐一郎　宮下藤二郎　田中昌太郎
鈴木　榮　松木喜十郎　落田晉三郎
鷲尾儀三郎　伊藤・守男　西元　龍拳　西川　要松
佐瀬井三郎　小林榮三郎　鈴木伊三郎　西岡　三郎
石島　與　高谷嘉太郎　朝野義之助　山本　德尚
園　權一　五十嵐竹次郎　藤井　藤吉　宮原　定吉
渡邊誠一郎　鈴木　虎雄　高橋　國義　花井　定治
土屋　直文　小泉　三橋　香川又二郎　島田　榮造
田中　一雄　内田駒太郎　佐藤　省吾　土屋　多丸
諸總寺要助　水越　昌一　田中　城　田中源　郎
引野辰司郎　大月要之助　副島賀三郎　磯村　政富
外二

法律新聞記者　小島誠之進
牧　世　軍　齊藤藤三郎
東京家庭學校教員男女四人

宿題討論の要旨

山本　德尚君

原さんの御經驗になつた極めて下等の密賣淫婦は　自分が好んで職業をするのでなく、此等を引付ける即親方があつて田舍から來る女を引付けるのであると云ふ御話であつた夫に付て　藤澤さんから東京に高等日入屋を拵へて　其高等日入屋が各地方の關係と警察などにも聯絡をつけて置いて　東京に出て來る者を良い所へ周旋をすることゝしたら可からうとの話　又留岡君は巢鴨利加のプロビデンスでやつて居る如き　各種風會に通じて其邊の働としてたらよからうとの話も出て宿題になつたのであります

藤澤典獄の高等日入屋と云ふ樣のものを拵へるのは　或意味に於ては　餘程方法を良くすれば可からうがそれが　遣り方に依ると田舍から東京へ出る者を幾分か奬勵しほめ立てゝ考へる、私は成べく田舍の少年少女を都會に引集めぬやうな　方法をするのが必要であると思ふ　青々の子弟にしても　東京などへ早く出さぬ方が可い意思の定まりかけた時　即ち中學校程度卒業後がよくはないか　殊に若年の者が　東京に出て奉公するとか勞働するとか云ふことは極めて不健全であると思ふ　何故なれば御承知の通り東京ほど誘惑の多い所はない　私共は意地汚い話しであるが　途を歩いて今まで日にしたことのない珍らしい果物がある、林檎パインアップルもあるチヨット食て見たい心地がする　女などが三井呉服店の前に立つたら呉服物が欲しくなるに違いない、又教育の足らぬ人は女に關した情慾が非常に發達すると思ふ、男子でも自然そふ云ふものに近付き易い機關が幾らも備つて居る、又女子で相當の教育を受けた者でも誘惑に負ける者があるが　教育を受けぬ下女などは兎角淫亂の傾向を持つ時代が多い、其盛んな時代の人間に誘惑の多い所に働かせるのは　不都合の結果を生じはせぬかといふ憂がある、又地方では制裁が非常に強い一たび惡事をなすれば村中市中に浮浪する疑のある者　又は停車場にでも俳徊して居る者は警察へ上げて或關係に託し其關係から　相當の道を立てゝやることにするが可からうと思ふのであります

有馬四郎助君

私は横濱に居りますが　彼地は醜業婦の多い所であります原さんの御話の田舍のポツト出の者が網にかゝつて　苦む者もあるが私の手に來る者に就て聽けば、皆性こなつたのがモー監獄へ來る者で若い者は自ら好んで賣淫する實況があるので　其點に就ては蓋し容心して居ります　其救濟策として如何にせば可いかはなかなか難問題であります、山本君の說もありまして大体の點に就ては至極私も同感であります、が先づ監獄協會が今日採るべき方針は差當り二途より外あるまいと思ふ、一は原さんのような事情を能く察つて居られる人が御話になつた其筆記を協會で纏めて　小冊子或は雜紙の上でも可いから之に注意圖點でも施して其上に監獄協會から陳記して　山本君の御話の慈善團体に參考のために廻して之に就て何か考案はなかろうかと云ふことを　質問する或は教へて遣るが如くして時々注意を惹くことゝしたなら　必ず早晩効があろう殊に停車場へ出張して居つて　世話をすることや　高等日入所を置くことなども自然產出ることになろうと思ふ、二は監獄協會が委員を設けて　其委員に依つて一の建白書でもよし或は何とか名を付して參考書を拵へて　當路者に向つて警告を與へたいと云ふ希望である、それは先づ差當り斷行して可からうと思ふ事は矢張感化法のやうなものを以て之を個人で　自ら好んで行つて居る者或は公の力を以て　或は官曞學校とでも申しますが相當の學校を官で立てるなり若くは相當の慈善團体にやらせる、斯ふ云ふ機關を設けることが捷徑と思ふ　或は費用の都合に依て今法律が出來ても收容する途もないと云ふことも　ありませうが　それは一時のことでありますから感化法の如く　一時そふいふものが出來れば道々社會はそれに伴ふて設備を充たすことに　進んで行

くのであらうと思ふ、尚ヲ二ット附加へて置きたい事は此田舎の少年が都會に集つて來ると云ふことは一の立派な要素であつて一概に之を嫉ふべきものではないと思ふ唯今日社會が不注意であつて由本君の言はれる如く善良の方面の設備がなく却て惡誘する者に利用されて居るのは眞に殘念の次第でありますが、それと同樣に尚其以上に能くそれを利導する方法を我社會は講じなければならぬ時であると思ふ、出て來ぬようにするといふ說も一應道理のやうであるが深く考へると極めて消極的であつて將來のため利益でない、所謂藥に懲りて食を廢すると云ふものである今日は種々の方面に有用の人間を要する時である其人間はナカ〳〵人力を以て奈何ともする能はざる理由があるのであるから徒に伸びんとする者を抑へる政策は採りたくない勿論田舎で人物も出來ると云ふこともありますが都會に多くの人を鍛練する所で社會の有用の人となつて出世した人も澤山ありますから社會は相當の機關を備へて田舎から來る者を此處で善化して愈發達させる方法を講じなければならぬと思ひますから此點は餘り贅成せぬのであります

千頭　正澄君

只今由本君有馬君の御說もあつて大体に於て同感である　篠澤君の高等日入屋を設けると云ふ是も一の機關として必要であろう由本君の田舎から出て來ないやうにするがよいといふ事柄ですが之は少し六ケ敷かろう或は工場取締の方法が備つた以上は取締の方法が付くかも知れないが原さんの御話の狀況に依れば、全く思慮の定まらない者が父兄の評議を得ずして突然工場の廢止に依つて東京を見て來やうと云ふので來て誘惑の網に引掛つたと云ふので是は出京を差止めることは到底事實はさることであると思ふ若し工場取締も充分立てば工場主は必ず父兄に通知する筈であるから其點も充分立てば本人を自由に動かさぬといふことになるであろう今日の我合並尚のところ、實地經驗せられる原さんに於て之を評議して世間一般に知らしむることにすれば手短の救濟方法になるであろう、爰より一町一村の制裁は強い又父兄に於ても思慮の定まらない未丁年少女を單獨で出京させることは好むのではないが必ず保護者を求めてする筈であるそれに拘らず出京した以上は子に對して甘い父兄も此を得ず學資を送るところが不幸にして犯罪行爲をするに云ふことになりますが保護會の必要も出て來る今日の救濟方法としては　留岡君の述べられた通り慈善團体に於て各停車場に於て田舎出の者であるや否やを見定めて之を其筋へ報知し取締するの外途がなかろう其報告を受けたなら其機關に收容をするなり父兄へ戻すなりすると其上有馬君の御話の如き自ら好んで醜業する者に至つては仕方なきに出て誘揚される結果に因つた者ですれば　元へ戻して保護することは困難であるまいと思ふのであります

山科凌雲君

私も各種の救濟所なり工場なり　世話する所を拵へて彼等の陷つた者、陷らんとする者を救ふと云ふことは御同感でありますが此醜業婦を滅することは困難であつて　滅少をすると云ふことより外急に望まれないのであるから　淫賣婦を集めて居る館酒屋の如きものを滅すといふ方針を採らなければならぬ、それには監獄協會なり典獄の方々或は　内務省司法省に勤めて居られる方々の御盡力に依つて　將來出來ないことはないと思ふのであります、それにはどうしても　男子が關しなければならぬと云ふ考へでありますが今日では女は五日とか十日とか拘留になるが　男は餘り拘留などに處した者はない、何故男子を關しなければ止まないかと云ふと多くの金を費さずして　濟む醉倒の料理屋などがあつて客を誘へて居るから男子が好んで行くのである　又元來淫賣屋と云ものは資本が要らないで儲かるもので監獄から出た　男子などには能く淫賣屋をするものがある、あれは三十圓許の資本があれば出來て　娘入も少くないから放免後にやる男子がある、彼樣の社會の者がやつて居りますから法律を改めるとか警察權利を科するとかすれば半數位に減ずると思ふ　隨て淫賣屋も減ずると思ひますから種々保護救濟の場所を設備すると同時に　男子をも罰することに盡力下さるように致したいと思ひます

留岡幸助君

今日は前回の宿題に就て　討論するのでありますから小河君が御出席になると、餘程材料があるさう思ひますが生憎大臣閣下と川越分監へ御出になつたと云ふことで　失望したのであります私も少しく西洋各國の例を調査しましたから　順序を立て、御話する積りでありつたが其原稿をスッカリ忘れた、が順序立たつたことは後日に回して多少覺へて居るまゝを御話することに致します

西洋各國の大都會の淫賣婦の數を擧げたならば　現狀が分ると思ひますが、是れは嚴密に行はれるのであるから淫賣婦の統計數は六ケ敷しいが斯道の學者社會改良家が調べた所に依ると　巴里では或人は三万人或人は八万人と云ふ　又巴里の警視廳のラコアー氏は十六万人其内公娼の鑑札を受けて居る者が　六千人あると云ふ、巴里は贅云ふとに有名な所であるから兎に角十万人位は居る倫敦程淫賣婦の多い所はないと思ふ　彼地にはセラルブースともの〻と思ふ其人の統計に依ると　倫敦には四万人居ると云ふが四ら五万人あると云ふ人口五百万の處に　四万や五万ではない十万人はあるに相違ない　紐育は千九百年に調へた統計で四万人と云ふ或人は六万人と云ふ其時の統計に一哩四方に鑑札を受けぬ　私娼の女郎屋が四十軒と淫賣宿が六十軒ある、夫からテヂメレハウスと云て貧乏人の住む長屋が有て無數に女郎を媒介する、維納でも六万人位あると云ふ、で有名の街に殆んど十万の淫賣婦が居るのであるから高等淫賣下等淫賣も加へた數であろうが　我東京にも千や二千ではあるまい　千八百八十年にマサチューセッの勞働局で三千八百六十六人の淫賣婦の出所を調へた　所に依ると千二百三十六人は無職業で　千百五十五人は下女であつた者其他帽子緒を作る者裁縫工場番賃造場等を出た者　或は富場勤工場で働く者又は學會郡役所町村役場と云ふような　役所に出る女其他で關係する人間であると云ふ、さうすると紐育の人口の半分は淫賣婦に關係があるといふ統計でありますから　是は怖ろしい統計でありますから

救濟策は如何にすべきや故に四の救濟策があると思ふ、第一は經濟前の救濟策である、それは勤工場や商店に働くものは給料が廉いので華美に生活するに足りない　又實地に就て調へると女郎のする者は極めて少い即金が足らないと云ふところから淫賣の原因が經濟的になつてあると思ふ　それで其經濟的救濟策として各工場の賃金等を上げるやうに盡力せねばならぬ、それから副業として晝工場で働いて夜自分の家で　ハンカチーフを縫ふとか夢眞田を編むとか　或は一種の玩弄物を作るとかせねばならぬ是れは淫賣婦の救濟のみならず　細民間の副業の設備が出來たならば淫賣婦の救濟は出來ると思ふ

第二は社會的の設備でありまして、其一は娛樂場を清潔にせねばならぬ淺草公園大阪の千日前の如き所でも　其實に行けば淫賣宿がある、日本のみならず倫敦でも「エムパイア」など云ふ演劇場のある所に淫賣宿がある　幾て斯樣の人の樂む場所を清潔にすることが必要である、それから演藝場でありますが貧民窟の者は我家に歸ると汚い、だから淺草公園の如き所へ行き又は酒場に這入り込んだりする、夫でブランコをしたり椅子に腰かけて茶でも呑む或は青年が愉快に遊べるとか云ふ、で有名の街に殆んど十万の淫賣婦が居

それから文學の取締です、不健全なる小說繪畫是は警察の方に關して居りますが是も必要である、次には前回に述へた停車場とか碇泊場で待合はして勞働日入のやうなことをする、それから寄宿舍の設備です是は原さんの事業が、これに當ると思ふ、清潔の寄宿舍を立てゝ家族的に世話をする、それに附屬して實業學校徒弟學校と云ふやうな裁縫工場なり洗濯工場なり仕業をする處です、それから日入場、各慈善團體が引受けて世話をするか若しくは出來るならば一個人が世話する人が必要である、それから由利君の男子を罰すると云ふことは不贊成である、之は社會的救濟策の區域であると思ふ猶進では多くは市長に警察權がある、で此私生兒の母は貧民救助の部で世話をして其の父親を見付け出す、男が子供でも産ると嬉入に押付けて逃げるから嬉入は迷惑する、市の費用を以て世話せればならぬから甚だ不都合であると云ふので 父親には子供の十四歳になるまで毎週四「マーク」（我二圓）宛納めろ、納めなければ監獄へ入れると云ふので非常に刑罰になつて來る、是は至極面白い設備で私は貧民救助と連帶して設備するも可し警察と力を合して社會的の方でやつたら可かろう 刑罰的では可かぬと思ふ

第三は道德的の救濟策、是は前にも話したやうに紐育の「フロレンスミッション」が夜十二時頃から讃美歌をやる、暖爐を焚く其所へ淫賣婦が澤山集つて來る、そふ云ふ宗教家の方で夜間傳道でもやることが一つの方法、又一は夜學校の如きものを拵へて墮落せぬ前に貧民の娘を集めて文學を教へるのみならず 簡易の實業を授けることが必要である

第四は刑罰的の救濟方法である、是は今日のように風俗罪で監獄で之を罰する或は刑罰とは云へぬが マサチューセッツ 或は白耳義、佛蘭西邊で盛んに行はれ、條件付裁判等に付して宅預けにする如何しても改めない者は監獄へ容れるもよいが 寧ろ刑罰的のことを廢して、刑罰と教育慈善とを折衷した場所を造つて淫賣婦或は賭博犯の者を容れたならばよいと思ふ

以上四つの中で日本に應用する救濟策を立つれば 或は効果あるまいかと考へて居るのであります

地方通信

○會員の戰死と負傷

東京監獄看守藤井專之助氏は遼東の野に轉戰し軍功勞からざりしが終に旅順方面攻擊軍に參加し名譽の戰役を經て遼陽の激戰に參加し敵彈のために頭蓋骨貫通創を受け戰死し長野監獄看守丸山桑一郎氏は寺兒溝西方高地の强襲に際し敵彈のため負傷し治療中陣歿し同監獄看守宮澤周平氏は双頭灣東方の戰役に於て戰死し佐賀監獄看守森金吾田代晉三の兩氏は遼陽附近首山堡の激戰に於て岡山監獄看守赤枝文四郎氏は遼陽附近小管監獄看守榎本琴次郎大久保八郎の兩氏は大西溝附近同監獄看守石渡市太郎氏は孟家房附近に於て富山監獄看守竹內龜次郎米澤理三郎の兩氏は盤龍山附近に於て何れ



（一）米田中
（二）赤澤
（三）竹代井
（四）枝内
（五）理　文
　　三
　　哲
　　利
　　四
　　次
　　郎
　　三
　　吉
　　郎
　　郎

（六）宮
（七）森
（八）石
（九）藤
（十）藤
（十一）丸
　　澤
　　渡
　　井
　　岡
　　山
　　金
　　市
　　事
　　榮
　　周
　　太
　　之
　　市
　　一
　　平
　　吾
　　郎
　　助
　　郎
　　郎

も名譽の戰死を遂げられたり、高松監獄看守中井利吉伊賀卯太郎岐阜監獄看守山田兼三郎の三氏は出征中病痾に罹り治療中の處終に戰地に歿せられたり、又横濱監獄看守岩崎岩吉石田廣吉の兩氏は旅順方面に轉戰し名譽の負傷を爲し佐賀監獄看守伊東兵吉藤尾峰吉の兩氏は遼陽附近首山堡の戰役に於て劍傷を受け巢鴨監獄看守青木清藏氏は安子嶺攻撃の際銃創を負ひ何れも治療中なりといふ

諸氏の履歴

薩井專之助氏は三十四年二月看守を命ぜられ夜々として職務に盡瘁し將來有爲の人物として同僚間に推すところなりしが今春三月召集の命に依り陸軍歩兵軍曹の職を以て踴躍征途に上りしなり藤岡市郎氏は二十六年入營日清事件に際し各地に轉戰し二十九年十月歸依、三十二年六月大阪府看守を命ぜられ本年六月召集せられ丸山榮一郎宮澤周平の兩氏は本年一月看守を命ぜられ教習期間中召集せられ赤枝文四郎氏は三十五年四月看守を命ぜられ本年四月召集の命に接したるなり又伊賀卯太郎氏は三十六年八月看守を命ぜられ本年四月召集せられ中井利吉氏は三十三年四月看守を命ぜられ本年四月召集せらる山田兼三郎氏は三十六年十月看守を命ぜられ本年五月召集せられ竹内桑次郎氏は三十五年五月看守を命ぜられ本年五月召集せらる來澤理三郎氏は三十五年二月看守を命ぜられ本年五月召集せらる青木清藏氏は三十五年十一月看守を命ぜられ本年二月召集せられたるなり

叙任辭令

任典獄叙高等官七等給七級俸　司法屬　和田千松郎
福島監獄詰ヲ命ス　同
岡山監獄詰ヲ命ス（以上十月二十日）（福島）典獄　三浦貫
任看守長給九級俸　（山口）看守　上山爲一
山口監獄詰ヲ命ス（十月二十日）
任司法屬給四級俸　（市谷）看守長　安松虎雄
監獄局詰ヲ命ス（十月二十六日）
（監獄局經理課詰）司法屬　高野三二郎
大臣官房文書課兼監獄局詰ヲ命ス
任看守長給七級俸　司法屬　黒田源太郎
市谷監獄詰ヲ命ス（十月二十六日）
依願免本官（十月二十八日）（鹿兒島）看守長　執印友彦
任看守長給九級俸　（東京）看守　小林鎌三郎
東京監獄詰ヲ命ス（十月二十八日）
給七級俸　（宮城）看守長　岩崎平太夫
文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス（十月三十一日）
依願免本官（十一月七日）　（函館）監獄技手　大竹源太郎
依願免本官（十一月七日）　（京都）休職看守長　藤島榮郎
岐阜監獄詰ヲ命ス　（市谷）看守長　愛甲長藏
市谷監獄詰ヲ命ス（十一月八日）　（岐阜）看守長　肥後盛至
獄務課詰ヲ命ス　司法屬　安松虎雄
經理課兼務ヲ命ス
獄務課兼務ヲ命ス　司法屬　高野三郎
獄務課兼務ヲ命ス　司法屬　香川又二郎
獄務課兼務ヲ命ス　司法屬　遠藤正直
經理課詰ヲ命ス（以上十月二十七日）　司法屬　金澤公炳

日露事件　列國の評論

今や我が國は平和と人道との爲に露國と戰へり○此際環視列國の意嚮情勢を審にする豈吾人の急務に非ずや○憾むらくは本邦未だ專ら之を紹介するの機關なし○因て本誌先づ自ら奮て之に當らんとす○試みに一讀せよ事局に關する**列國の意嚮情勢**は一目の下に瞭然たらん○如何に列國が驚動せるかを見よ○如何に彼等が我が帝國に同情を寄するかを見よ○如何に彼等が我が短所を摘出するかを見よ○如何に露國が人道の敵となれるかを見よ○**本誌の材料**は主として**外務省**臨時報告委員の飜譯に係り英米獨墺佛伊露國を始め東西南洋約二十ケ國の新聞雜誌より出づ○兵事外交經濟實業に至るまで凡そ事局に關する評論情報は細大悉く網羅せり○**明詳的確**他に比類なし○志士苟も方今世界の形勢を知らんと欲せば本誌を措きて恐らくは他に求むべき者なからん○憂國慨世の士皆來て一讀せよ○敢て告ぐ

每月三回發行、一部定價拾五錢、一ケ月前金四拾貳錢、三ケ月同壹圓貳拾錢、六ケ月同貳圓貳拾錢、郵稅一部貳錢、郵券代用一割增

發賣所　東京市神田區小川町四番地　**集成會**
大賣捌所　東京　後凋閣○東京堂○北隆館○上田屋　大阪　吉岡

明治三十七年十一月二十日　發行人兼編輯人　磯村政富　印刷人　磯村兌貞
發行所　東京市麹町町町飯田町五丁目三十番地　監獄協會
印刷所　東京市京橋區三十間堀二丁目一番地　明敎社

會費送付方

肩書 番地	宛名	振込 局名
東京市麹町區飯田町 五丁目三十番地	監獄協會委員 藤澤正啓	神田一ッ橋郵便受取所